

女性史研究

特集 世界史の女たち



第13集 '81・12

編集・家族史研究会

ないよう

特集 世界史の女たち

男尊女卑	伊江みさ生	1
女人裸像	桑原 敬子	2
マリア崇拜	瀬上 拡子	4
パリの女たち	伴 栄子	6
太平天国の女たち	立山ちづ子	8
第一次大戦後の女たち	高木富代子	10
メアリ・ウルストンクラフト	緒方 都	12
エレン・ケイ	中山 そみ	14
クララ・ツェトキン	児玉 悦子	16
エマ・ゴールドマン	小柴 雅子	18
ローザ・ルクセンブルグ	緒方 和子	20
アグネス・スメドレー	宮山 孝子	22
森田有秋「九州の婦人よ」を読む 完	石原 通子	24
「かなもじ」によせて	新川 忠	42
母権論Ⅱ	J. J. バッハオーフェン	43
	訳・井上 五郎	
カット	福島 興	

男尊女卑



伊江 みさ生

生れてくる子が、男か女か、という関心は、洋の東西を問わず人間の共通した感情だと思う。ところが、沖繩でのそれは単純な未知なものへの関心だけではない。最初の子の性別は母にとって重大な意味をもつ。男の子ならば、母は祝福され、嫁、妻として確たる位置を与えられ、次の出産は意志的にできる。女の子の場合は、人びとは失望をかくさないし、型どおりの祝福が、あからさまな産婦や家族への慰撫である。産婦には次の出産が早くも追っている。女子ばかり二、三人続いて生れると、産婦じたいが焦るといふ。すさまじい男子出生願望は、出産の喜びを奪い、身を切りきざみ、七人九人と生み続ける。それでも男子をうんだ妻はまだよい。それが叶わぬばかりに離婚されたり、姑や周囲によって別の女が夫にあってがわかれても、妻は黙認せざるを得ないという例はいくらでもある。

かつて「オナリ神」と称され、現代なお、共同体の祭祀に中心的役割をはたし、日常の習俗の中に母系制の形跡をとどめているといわれる沖繩で、それほど男子に執着するのはなぜか。それは、「トトローメー」(位牌)を拝む独特の祖先祭祀形態があり、その継承人は血族の嫡男子でなければならず、いくつかあるタブーとともに、女子が継ぐとたたりがあり、子孫が栄えないといわれるからで

ある。これだけのことなら何んのことはない。やっかいなのはトローメーに財産が附随することである。すなわち、トローメー相続人は財産相続人である。この因習ともいえるべき相続形態がいくたの女系家族の身ぐるみ剣ぐような悲劇を生んだことか。

こんな不合理で恥すべき事実が許されてよいものか、と昨年はこの問題で世論が沸騰した。あらゆる階層の人びと、団体がこの問題を熱く語り、数えきれないほどの集会でシンポジウムが開催され、ついに日弁連の調査団が来島する。さながら高揚期の復帰運動を連想させるような熱気が島を覆った。

本土に遅れること九年、一九五七年沖繩にも民法が施行された。立派な法律や制度を実質的なものにしていくのは容易なことではない。遅れてやってきたものが常に負の部分とは限らない。このことは女の問題とオーバーラップして私の胸をよぎる。

(沖繩県女性史研究会)

女人裸像 原始の女たち

桑原 敬子

人類が地球上に出現したのはいつかははっきりしないが、現代の人間と直接かわりをもつ現世人類が現れたのは洪積世の末期とされている。しかし年代は、高校世界史教科書によってちがっている。山川出版社の教科書は約三万年前、三省堂は今から四〇五万年ぐらい前、あるいは五〇四万年となっている。秀英社の本は前五万〇四万年前、東京書籍は四〇三万年前、第一学習社と中教出版は洪積世の末期とだけ記されている。学校図書の本は最後の氷河期が終わりに近づくころ、帝国書院は氷河時代の終末期、清水書院は氷河時代の終わりとあってはっきりしない。ようするに正しい年代をすることができないのである。ただ洪積世の末期ということだけは共通しているのである。いわゆる歴史以前に女性裸像がつけられた。アルタミラとラスコーの壁画とならんで、世界史の教科書には裸像が記載されているが、そのとりあげ方もさまざまである。ここに二例ほど紹介してみる。

(一) 山川出版『詳説世界史』(再訂版)。「こうして狩猟民として経済生活が充実すると、文化の面でも新しい現象があらわれる。骨・角・石・貝などによる身体装飾、女性の裸像や動物の彫刻、線や彩色などによる洞穴絵画(アルタミラ、ラスコーなど)がそれである。これらの彫刻、絵画は多産や狩猟の成功を願う一種の呪術的行為の産物であり、かれらの宗教や美術が生活のなからうまれたこ

とを示している。」女性裸像の写真説明には「石のヴィーナスとよばれるもの。これらはおそらく多産を願う呪術に關係したものである。(オーストリア・ヴィンドルフ出土)」とかかれている。

(二) 秀英出版『改訂世界史』。「さらに宗教や呪術などの精神生活が発達し、偶像、護符などをつくった。偶像には女性の裸像が多く、西ヨーロッパからシベリア各地にかけて広く発見されている。」と記載されている。女性裸像と偶像というように、以上の二社の本では表現がちがっているが、他社についてもみてみると、三省堂は「彫刻」と書かれており、東京書籍は「女性の彫刻」、第一学習社は「女人裸像などの彫刻」、学校図書は「丸彫りの女性像が彫刻され」と記されている。裸像にふれていない教科書もいくつかあった。女性裸像、石のヴィーナスとしてヴィンドルフ出土の写真も掲載している山川出版は、裸像に多くの頁をつかっている。なぜこのように記述のしかたがちがうのだろうか。女性の裸体の一部をことさらに誇張した石などを使った像の呼称もまた、教科書のなかではさだまらない。

次に女性裸像がなぜつくられたかについての世界史教科書における記述をみると、山川出版社には「おそらく多産を願う呪術に關係したものであろう。」とかかれている。三省堂では「多産を祈って」と、東京書籍では「呪術的目的でつくられたもの」とかんたんに記

載されている。なぜ多産を願ったのか、なぜ呪術なのか、教科書の記述からは知ることができない。そして、女性裸像がつくられた社会では女人が、そして母親が尊敬され、崇拜されていたと考えていいのか。これについて秀英出版社の本の記述を参考にしたい。

「新石器時代になると農耕が営まれ、血縁によって結ばれた氏族が成立しはじめた。農耕の発生したところには、女子が耕作に従事したので、耕地や家屋・家財などは女子に属し、家族内での女の地位は高く、氏族は母系によって形成されたといわれる。これを母系社会という。一方遊牧民の氏族では、男子の地位が高く、父系社会であり、子は父の氏族に属した。氏族社会では、氏族が生活の単位であり、氏族員は相互に平等で共同で労働し、収穫も平等に処分したと考えられる。さらに言語や風俗の同じ氏族がいくつか連合して、部族という集団を形成した。旧石器時代中期のネアンデルタール人は、埋葬の風習をもっていたといわれるが、新石器時代になると、万物に靈魂があると信じるアニミズムの観念が発達した。このほか特定の動物を氏族のトーテムとして信仰するトーテムズムがあった。」と記されている。洪積世の末期に氏族が存在したとみるようである。ヴィレンドルフのヴィーナスは後期旧石器時代のものである。

ところで世界史教科書からだけの資料で女性裸像について考えてきたが、日本に目を向けてみると、縄文時代に作られた土偶が形の上で非常にこの裸像に似ていることに気づく。土偶についての研究で著名な江坂輝彌氏は、『古代史発掘』第三巻のなかで、新石器時代の縄文人の土偶・岩偶にみられる共通点を、「ほとんどすべてが女性像であるといっても過言でない点、さらに後・晩期の東日本の

作品には豊満な乳房や女性性器をリアルに表現したものもあり、また腹部を大きくして妊娠した姿を示したものもあることである。出産能力と関連づけて食糧資源の豊産を願う女神像を作ったとみてよい点も共通点として指摘できる。」(八八頁)とのべている。

また同じ本のなかで野口義磨氏は、土偶の作られた意味についての日本の研究者の論説を紹介している。

そこで「妊婦の崇拜する安産の守神のようなものであるという女神説」、「生殖・繁栄などに関係する地母神の思想をもつもので女神信仰の存在するかぎり、女権・母系主義・婦長制度などの行なわれた社会を想定する考え」、「民衆の信仰思想に関係があるとした呪術説」、「身体の安全を護るものとする護符説」などを紹介しているが、いずれの説も完全なものではないと結んでいる。

これらの資料から女性裸像と土偶は共通点が多いことは理解できるが、像がつくられた意義については何もわからない。

装身具らしいものをまとわず、目や口も省略され、時には手や足も小さく細くして、豊満な乳房と女性性器やふっくらと大きな臀部を目立たせてつくられた単純素朴な像からは、きびしい自然をもつみこむ女のたえなる優しさがにじみでてくるようである。出産前後の女性が一番美しい。この世のすべてをつつみこむ安らぎがあると、女性裸像を描き続ける人がいるが、原始と共通するものがあるといえるのかもしれない。

マリア崇拜 慈母マリア観音のために

瀬上 拡子

聖像崇拜はキリスト、マリア、聖者の聖像、聖画を崇拜することである。山川出版の『詳説世界史』にはマリア像礼拝と書かれているので、ここでマリア崇拜の起源と、聖像礼拝の始った理由を考えてみたい。

自由国民社の『世界の宗教と経典・総解説』によると、ユダヤ教では、眼に見えない唯一の神、万物を生かし支え戒める恵みⅡ正義によって天地を創り、歴史を導く主なる神ヤハウェを信じる。ユダヤ教の律法は旧約聖書の最初の五冊「モーセの五書」を基盤として解釈や注釈を加えて伝承された。その中のモーセの十戒にも、その一節には、「あなたはわたしのほかに、なにもものをも神としてはならない」とある。二節には「あなたは自分のために、刻んだ像を造ってはならない。上は天にあるもの、下は地にあるもの、また地の下の水のなかにあるものの、どんな形をも造ってはならない。それにひれ伏してはならない。それに仕えてはならない。」と規定している。ヘブル人たちは民族としてみずからの神への信仰へ服従の道を伝承して教えた。

イエスはこの民族性を超え、悔い改めること、神を信じることによって救われることを説き、神に奉仕する寺院や祭壇はなく、礼拝も儀式もなく、神以外の偶像礼拝を戒めた。

歴史的にみて初期の教会には聖像など礼拝されたことは見あたら

ないが、時代を経ると羊飼いと動物などが壁面に刻まれ、羊飼いはキリストを表わしたといわれる。

古代の終りにはキリスト像やマリア像が崇拜されるようになってきている。三二三年にミラノ勅令でコンスタンティヌス帝がキリスト教を公認し、続いてニケーア会議を招集して、アタナシウス派の、「神とキリストと聖霊が一体である」という三位一体説を正統と認め、アリウス派の「キリストは神の下である」というイエスの人間性を重視する説を異端として斥けた。

しかしこの四世紀のキリスト教であるローマカトリック教は、初期のキリスト教とちがって、寺院の中には祭壇があり、司祭があり、壮麗な儀式があった。階層制度が出来た。教会の問題が国家の問題としてあつかわれることになり、宗教学議も皇帝が招集し、決定することになった。その結果、イコノクラスム（聖像破壊運動）などが起り、約一世紀のあいだ教会や修道院に改革運動が起る。

ヴァイラム著『マリア』では、「天使ガブリエルの受胎告知に従って教会の頭の母となることを受諾し、この頭と一体となって、まだ救われない世界に対処することになった」、また「マリアはイエスの死とともに両肩になつた、全信徒への母親役を聖霊の助けをかりてつとめ始めた。マリアは教会の母性的中心となつた」とのべている。

大法官グレゴリウス一世（在位五九〇～六〇四）がローマ教会の権力を確立し、ブリタンニー族の教化をはかり、ゲルマニー族にも布教につとめた。教会の確立には「信仰告白」や「神の国」を書いて神学を理論づけたアウグスティヌス（三五四～四三〇）の影響も大きな力があった。アウグスティヌスはブリタンニー族の布教にキリストの聖画をもっていた。また、ゲルマニー族の布教に盛に聖像を用いたことは各教科書にもかかれていた。七二六年東ローマ帝国皇帝レオ三世が「偶像禁止令」を出したときにも、ローマ教会は教化の手段として聖像を用いることを必要としたので東ローマより離れて、フランク王国に近づき、ゲルマニー族の改宗者達も多くこれを支持したということである。

森安達也著『キリスト教史Ⅲ』によると、イコンとは元来「画像」を意味するギリシヤ語でキリスト教ではキリスト、マリア、諸聖人、殉教者、聖書の場面などを描き、特別の敬意をもって扱われる宗教画をさす。普通は木の板に用いたテンペラ画を意味するが、広義にはモザイクやフレスコをも含む。イコノクラスムがビザンチン帝国のアリウス派の東方教会での対象となったのはすべて聖像であるが彫刻は含まない。イコン崇敬を擁護した理論は彫刻や浮彫にも当てはまるが、その種の聖像はイコノクラスムが終結した後もほとんど用いられなかったということである。東方教会をうけついでギリシヤ正教は現在も壁にイコンの掲げられた装麗な教会堂で折りをささげるといふ。マリアを「生神女」とよんでいる。

今田国夫・半田元夫著『キリスト教史Ⅰ』によると、ローマカトリック教会は、東西の交流が多く、ローマ市内には当時いくつものギリシヤ人居住区があり、周囲の「七つの丘」にはギリシヤ人の教

会や修道院も少なくなかった。そのころローマで盛んであった十字架崇拝や四大マリア讃称祭もオリエントの影響から生れたものであった。ローマ教皇がアガト（在位六七八～六八二）からザカリス（在位七四一～七五二）までの一三人のうち、一人までがギリシヤ人、シリア人、シチリア人というオリエント出身者であったことはそれをよく反映している。

このような状況からよく用いられるようになったキリスト像・マリア像は未開のゲルマニー族の布教にはうけ入れやすく、たくさんの人がキリスト教徒になった。聖像は現在もカトリック教会でつづいて崇拜されている。

フランシスコ・ザビエルが日本に伝えたサンタ・マリア像は、鎖国時代のキリシタン禁制下にもかくれキリシタンたちの守り神となり、マリア観音の子供を抱いた農婦像となり、殉教できなかった祖先の罪と苦しみを、ひたすら神への慈愛とゆるしを慈母マリア観音に祈りつづけたのだと、『切支丹の里』で遠藤周作氏は語っている。

ひたすら神の愛をとき、神を信じ悔い改めることのみを説いたキリスト教が、イエスによって始められた時には教会堂もなく、キリストは弟子の足をも洗うほどで、だれにでも兄弟よとよびかけ、身分の差はなかった。そして偶像礼拝をいまいめた。

聖像礼拝は、対象物にむかって祈る気持ちを起させる重要な意義があるが、キリスト教本来の姿から考えると、キリストの神性か人性かの論争が問題になるようである。

マリア崇拜をプロテスタントの側から考えると、一つの神を信仰するのが本質的には必要だと思われる。

一七八九年の一〇月、パリでは国王にパンを要求してヴェルサイユに向けてすすむ女たちの行列があった。そのむねは数千人をかぞえたという。子どもや夫のために糧をもとめて立ち上ったパリの女たちの底力はすばらしいものがある。その先頭にたったのはテロアニュ・ド・メリクール（一七六二—一八一七年）であった。彼女はフランス革命のはじまりであったバステイーユ監獄襲撃（一七八九年七月）にも参加したといわれる。一七九三年には女性の手によってパリに平和をとりもどしたいと考え、婦人の代表者による秩序保全のよびかけを行うなどしているが成功しなかった。同じ年にテュイルリ宮殿で暴行を加えられて発狂し、一八一七年六月に養老院で死亡した。

革命のさい、憲法制定議会は「人および市民の権利宣言」を発表した。一七九一年のフランス憲法はその一部をとり入れたといわれ、市民の自由と平等、所有権の保障がうたわれた。この宣言はその後多くの国々に影響を与えてきた。しかし女性の権利についてはなんら考えられなかった。これにたいしてオランブ・ド・グージュは『女性と婦人市民の権利の宣言』を発表して、女性も男性同様に自由と平等を与えられるべきであると主張したがみとめられなかった。

またクレール・ラコンブとポリヌ・レオンは革命共和婦人協会

を結成するなど下層階級の女たちの力をあつめて、女権拡張や国民公会の施策を討議するなどの活動を行っているが、当時は女たちからも男たちからも非難され、一方ではその力を恐れられたという。

では法律のうえからみた場合、革命はパリの女たちに自由を与えたのであろうか。革命でもっとも大きな変化をもたらしたものは婚姻であった。一七九一年憲法は婚姻を民事契約としてみとめ、従来の教会から市町村役場でその手続事務を行うように規定した。婚姻をはじめ、夫婦関係の法律は革命の前期と後期ではかなり異っている。一七九三年八月に国民公会に報告された民法典第一草案は、夫婦の意志が婚姻約束の本質となるし、夫婦の財産については夫婦が財産の管理のために平等な権利を有し、行使するとされて夫婦平等の思想を表現したものであった。離婚についても配偶者双方の同意または片方のみの意志によっても解消できるとした。

しかし一七九六年六月に五〇〇人会に提出された第三草案になると、共通財産の管理権を夫が握ることになり、夫だけに帰属するとされた。このころまでは離婚は両性の合意により成り立つことをのこした。一七九九年に提出された民法典は夫権の強化がすすみ、一八〇四年のナポレオン民法典はさらに強化されてまとめられたのであった。

妻は夫より弱いものとみなされ、夫にはすべての共有財産につい

ての管理権が与えられた。二二三条によると「夫は妻に対して保護義務を負い、妻は夫にたいして服従義務を負う」とされ、さらに二一四条は「妻は夫と同居する義務を有し、夫が居住するのに適當と判断する何処においても、夫に従う義務を有する」とされた。革命当初にくらべるといっそう夫権の確立を行ない、従来の慣習法では夫が処分できなかった妻の嫁資外財産までも妻が処分する場合は夫の許可を必要とした。

これらの悪条件下にあって女性の権利を主張した女にフロラ・トリスタンがいる。彼女は一八〇三年八月、パリに生まれている。一八三七年には下院へ離婚復活の請願書を出したといわれる。彼女の代表作である『労働者同盟』は一八四三年六月に刊行された。そのなかで労働者の生存権、労働権とくに労働者の権利のなかでも女の権利を主張した。さらにその達成のためには労働者の団結が必要であると考えた。男も女も同じように労働の権利があり、そのための職業教育や知的教育を女にも与えるべきであると主張した。しかしその努力はむくいらなかった。

女子教育についてはその必要性を叫んだ男に当時パリの代議士であったコンドルセがある。彼は一七九二年の四月に『公教育委員会の名において国民議会に提出された公教育一般組織に関する報告および法案』のなかで、女子教育について「富裕でない家庭では児童教育中家庭教育に関する部分がほとんど全部母親に委ねられていることを考えるならば―中略―共存共栄のためにも、知識の一般的進歩のためにも、如何に重要であるかを感得するであらう」とのべ、その必要性を叫んでいる。しかし現実には男女差があり、女教育はあくまで家庭生活を中心としたものに重点がおかれた。

革命前はもちろんのこと革命期もサロンの女主人として活躍し、大きな役割をはたしてきたひとりと、革命に直接参加した女たちも数知れない。けれども革命がもたらしたものは強力な夫権のもとの女の従属であった。ナポレオン法典成立のあと、パリの女たちは法典の再検討、教育、離婚の自由など男女平等の地位をかちとるまでにはさらに年月をかねねならなかった。

婦人参政権は長期にわたって要求がつけられていた。一九一六年、一九二五年と下院では採択されながら上院で否決されている。一九三六年には三人の婦人が入閣した。イレース・ジョオリ・キユリーが科学研究省次官に、ラコール夫人が児童省次官に、フランシュヴィック夫人が教育省次官に任命された。しかしそれでも参政権獲得の道は遠い。第二次大戦後の一九四四年に与えられている。

女の従属を要求したナポレオン法典も一九六五年には大幅に改正されている。新しい民法は第二二二条で「夫婦は相互に、貞節、扶助（及び）協力の義務を負う」とされ、第二二三条では「妻は、その夫の同意なしに職業に従事する権利を有する。」と改正されている。そして妻が得た利益や賃金は妻自身で自由に処分ができるようになった。さらに一九七五年の改正では第二二五条で「家族の居所は、夫婦が共同の一致によって選ぶ地にある。」となっている。ナポレオン法典にたいする抗議は国際的な婦人解放運動のなかですこしずつ改正されてきているが、男女平等のうえにたつて民法典の多くの改正が行なわれているのは一九六五年、一九七〇年、一九七五年の法律改正であった。

三省堂刊の高校教科書『新世界史』三訂版は「一八五一年、広西省で洪秀全が清朝打倒と地上天国の実現をめざして挙兵し、太平天国を樹立……。清朝を屈服させた列強は、……地主勢力の義勇軍を援助して、太平天国の鎮庄に乗り出した」と述べる。山川出版社の『世界史』新版では「太平天国はキリスト教と中国固有の思想とを融合した理想国家の建設をとなえ、滅満興漢・土地均分（天朝田畝制度）・租税軽減・男女平等などをかかげて民衆の支持をえた」と詳述する。ただ「太平軍を破ったのは、……郷勇（郷土の漢人義勇軍）であり……外国人の協力もあって、一八六四年には天京をおとしいれ……太平天国は滅亡した」と、外国の侵略者たちの「力」は単なる援助にすぎなかったように表現し、三省堂刊教科書との違いがみられる。

太平天国の中心は客家や少数民族であった。客家は漢民族ではあったが移住民であり、この地方の土着人（本地）とのあいだにはいわれなき差別が横行していた。彼らは生産力の低い山間僻地を耕作してようやく日々をすごし得た。女たちは纏足をしない天足（自然の足）で、男たちともども、重労働にしがたっていた。そんななかで、男女の関係はきわめて自然かつ自由であった。男が愛を求めて歌い、女がそれにこたえて歌う山歌Ⅱ問答形式の民謡は、客家のみならず、この地方の少数民族のあいだにとりわけ発達したという。

小野和子さんのすぐれた論文「太平天国と婦人解放」（『東方学報』四三冊、一六七頁）には、太平天国の女たちの活躍ぶりが紹介されている。「太平天国は、官軍による嚴重な封鎖に遭遇する。……一八五二年四月、官軍の包圍を突破し、北伐を開始するのであるが、これに先立って洪秀全は全軍の男將女將に『男將女將はことごとく刀を持ち、……心を同せ放膽に、ともに妖を殺せ』と訴えた。この時、包圍網を突破した『男賊』はわずかに二千餘人、『女賊』は三千人弱、女たちは、男装をして作戦に加わり、『男賊』とみまがうほどのはたらきをしたという。さらに、女たちは、スパイ活動において、あるいは後方の防衛工作において、なみなみならない能力を発揮しつづけた。

「天朝田畝制度」は二五家を単位とする、政治的・経済的・軍事的な社会組織として一種の共産的な共同体を構想していた。太平天国起義の地に伝えられた人びとの追憶によると「男は男宮に行つて住み、女は女宮に行つて住み、子どもは母親と一しよに住みました。一家は七日に一度顔を合わせるだけで」あったという。（小野和子『中国女性史』、一七七頁）。

女軍を統率して中央政治に大きな発言力をもっていたのは、洪宣嬌（洪秀全の妹、蕭朝貴の妻）など広西の老姉妹たちであり、太平天国の功臣の妻や母たちであった。南京平定後の女軍は四〇軍つま

り一〇余万といわれた。女軍の組織は、二五人を単位とする女館（女營）の長が兩司馬、数個ないし一〇数個の女館の長が、百長もしくは卒長といわれ、その上に軍帥、監軍、總制がおかれていた。太平軍は纏足している女たちに、その緊縛を解き放つよう命令する。この共同体では、広西の大脚の蛮婆（まんなま）だけでなく、強制収容された一般婦女ともどもに、集団的なさまざまな生産労働、生活活動に従事していった。

男女隔離の制度は、広西以来の老兄弟が逃亡した事件のあと、一八五五年に廃止され、結婚・夫婦同居が承認されていく。

浙江省の紹興で太平天国の結婚証書「龍鳳合揮」が発見された。証書には、龍鳳の官印が押され、半票は太平天国側が保存し半票は結婚を申請した本人が受領した。このなかには、男女の姓名、年齢、太平天国に参加した年月日、活動場所が記されている。

ところで、太平軍側に立ち続けた唯一の外国人であるリンドレーは、結婚について次のように記している（『太平天国』②増井経夫訳、一七〇頁）。「女性の交際に束縛がなく、自由にできる当然の結果として……一般に恋愛結婚である。……その儀式は英国国教会で実行されているものを……忠実に模倣したものだ」と。

このように、プロテスタントの影響を強く受けた一夫一妻婚であったが、諸王たちは古来の慣習の一夫多妻婚をとった。太平天国の指導者たちが、特権的な支配階級に上昇転化したことばかりである。

三省堂刊の教科書は太平天国運動が「その後の中国の革命運動に大きな影響を与えた」と説明する。数多い民間歌謡の一節に「大家の嬢さん、てん足お好き、田舎の娘は、さっさと歩く」とある。何

香凝は解放後に国民党革命委員会主席や全国婦女連合会名誉主席になったが、彼女は母方の祖母から、太平天国の婦人戰士はみな「天足」だったという話を聞いて、纏足に抵抗し抜いたという（西順蔵編『原典中国近代思想史』、一九七三年刊、四八六頁）。このように民間伝承をきいて育った人びとが少なくない。中国人民解放軍は「太平叛乱はブルジョア民主主義革命の起点」と位置づけ、「太平がはじめたことを完成することこそ、わが軍の歴史的使命」としていく。

太平天国は「田あれば同じ耕し、飯あれば同じ食い」の世界を構想しながら、他方では、一八五九年には洪仁汗（秀全の族弟）によって『資政新編』という、鋳工業の私人による経営、開発の奨励などを主張するものがだされている。実施はなかった。

このように矛盾を含んだ太平天国の軍は、ウォードやゴードンの常勝軍による蒸気船からの一大砲撃でつぎつぎと敗退していった。外国人宣教師たちは、帝国主義の既得権益と衝突するようになると大平軍を裏切っていくのである。

太平天国の女たちは、共同体に組織されることで、封建的家父長家族からは解放されたといわれるが、太平天国辛開元年（一八一一年）に刊行された『幼学詩』によると、「妻の道は三従にありおまえの夫君にさからうな」とあり、夫権からの脱却をとまえていない。これは、さきに書いた結婚証書と矛盾するようであるが、矛盾しないのかもしれない。

第一次大戦後の女たち 参政権をもとめて

高木 富代子

「国際婦人デー」は、一九一四年の第一次大戦勃発にともなう第二インターナショナルの崩壊とともに、他の諸国では空白であったが、ロシアの婦人労働者たちによって守りぬかれていた。

一九一七年二月三日（新暦三月八日）、ペテログラードの婦人労働者たちは、「国際婦人デー」として、ヴィヴォルグ区の五つの紡績女工たちが主になってストライキにはいった。

第一次大戦最中にあつたペテログラードの人びとは、生活難、食糧難に苦しめられ、長びいた敗戦色の濃い戦いにいやげがさしていた。小麦の入荷量は、戦前の半分以下になってしまい、女たちはパンの配給の列に夜明け前から並ばなければならなかった。また、戦場にかりだされた男たちかわりに軍需工場をはじめ、あらゆる部門の生産活動にひきだされた女たちは、奴隷的な労働条件のもとで働かされた。

このとき革命はまだ時期尚早と考えられていたが、この日の女たちの行動が二月革命の契機となった。生活実感からおこった行動が、民衆の心をとらえ変革への動機となったといえる。

そして、ストライキにはいった紡績女工たちは街頭にくりだし、スト参加を他の労働者によびかけた。その日の夕方、ペテログラードの全工場の労働者がストにはいり、七、九万の大群衆となった。人びとは「口ぐちに「パンをよこせ!」「ツァーをたおせ!」「戦争

をやめろ!」とさけびながら行進した。パンの列の女たちも同調し加わった。この日から十日目、軍隊にもみはなされ、この事態を収拾できなかった皇帝ニコライ二世は退位し、ここに三〇〇年にわたる帝政ロシアの時代は終った。

このあと、ブルジョア勢力を代表する臨時政府とソビエトとの二重権力体制が生まれた。しかし、臨時政府は戦争を継続し、なんら抜本的改革を行なわなかったので、社会不安はなお続いた。その年の四月、亡命地から帰国したレーニンは、「いっさいの権力をソビエトへ」というスローガンを掲げ、臨時政府打倒を訴えた。この考えは、ボルシェビキ党内になかなか受け入れられなかったが、最初からこれを支持した女性革命家コロンタイは、この考えを理解してもらうために、各地を回り、アジテーターとして活躍した。そして、ボルシェビキの力はしだいに拡大し、十月二五日、武装蜂起によって臨時政府を倒し、社会主義革命を勝利させた。この新しい国家は、女たちをどのように解放したのであろうか。

このことは高校世界史の教科書によると、「十八歳以上の労働者、農民、兵士に選挙権を与え、男女同権を認めた」（山川出版）とかかれており、また「十八才以上の男女に選挙権を与えた」（第一学習社）とかかかれている。ほかに二、三冊の教科書をみたが、婦人の解放に関する記述はなかった。

ソビエト社会建設のためには、婦人がどれだけかわるかが大きな鍵となると考えられていたので、徹底的に女性の解放を行った。

婦人参政権、男女同一賃金の原則、政治的・経済的権利での男女同権はもとより、帝政ロシア時代の家長制度における隷属的な地位に甘んぜられていた女たちを、人間解放をめざす社会理念に基き、実質的な解放を行った。革命後一か月目に、「民事婚、子および身分登録に関する布告」、「離婚に関する布告」が出された。帝政ロシア時代、結婚・離婚は教会の管轄下であったので、離婚は不道德的なものとされ、実際には不可能であった。従って男性の理不尽な行為にも耐えなければならず、男尊女卑はますます助長されていた。そこで離婚の自由を認めた。婚姻は神の手から人と人との契約によるものとされ、教会の管轄からソビエト国家機関へ移され、両親の同意を必要とせず、当事者の意志と届出によって成立するとした。さらに、一九一八年には、「相続財産廃止に関する布告」、「戸籍、婚姻、家族および後見に関する法典」がだされた。財産権、親権の平等、夫婦別産制の原則、夫婦は同居義務をおかないことが決められた。法的な平等のみならず、真に婦人を解放するための実質的平等の政策がとられた。このことに力を尽したのが、革命後に国家保護人民委員に任命されたコロンタイであった。女が生産活動に携われるように、母子保護政策、あるいは、共同炊事場、共同食堂、洗たくセンター、掃除協同組合などをつくり、家事労働の徹底的な社会化を行った。ソビエト政権は、市民的民主主義と社会主義の両方の理念をそなえた法律と政策をつくりだしていった。

ロシア革命の影響は、世界各地の労働運動、婦人運動、民族自決運動を大きく高揚させた。ドイツにおいても革命がおこり、結果的

には失敗に終わったが、のちの民主的なワイマール憲法によって、一九一九年に婦人参政権が認められた。これは戦前の婦人労働者たちの運動がみのったものであって、一九〇八年に政治活動の権利を獲得すると、その運動はさらに盛り上がり、一九一〇年には各地で数回にわたってデモ行進がおこり活発化した。さらに一九一一年、はじめて行なわれた国際婦人デーでは、婦人選挙権獲得をスローガンにかかげて統一行動を行った。そのころ日本では、一九〇〇年にだされた治安警察法によって女の政治活動の禁止はますます強化され、もっぱら平塚らいてうらの「青鞥」誌に代表されるような運動が全盛をきわめていた。そして一九二四年に成立した婦人参政権獲得期同盟会の運動によってやっと本格的に進められた。イギリスにおいては、一八六七年、ジョン・スチュアート・ミルによって、婦人参政権法案が議会に提出されたときから運動は始まり、アメリカと並んで世界の先進的役割を果たした。そして第一次大戦前、あと一歩で獲得できるところまでできていたが、戦争によって中止され、戦後一九一八年に認められた。しかしこれは年令に男女差別があり、本当に平等になったのは一九二八年であった。第一次大戦後、チェコスロバキア、オーストリア、オランダ、スウェーデン、ハンガリー、アメリカの全州などで女の参政権が認められた。第一次大戦の戦勝国である日本、フランス、イタリア、ベルギーでは民主化がおこなわれず、第二次大戦という大きな犠牲を払ったのち、やっと認められたのである。

メアリ・ウルストンクラフトの主著である『女の諸権利の擁護』（一七九二年）が刊行されてから、約二〇〇年になろうとするが、女じしんによって女性解放思想を体系化した先駆的役割を果すものである。

彼女がこの著作で主張したものは何か。女じしんが無知・愚行・隷従から脱皮し、自立するための教育の機会均等。就職の機会を保障し、経済的自立のための職業選択の拡充。婚姻や政治における差別を廃除し、人権を享受するための法の平等などの要求であった。

一つの時代を画するものの生き方は常に激しく厳しい。メアリは女性解放の先駆者として、波乱に富む一生をおくった。

メアリは一七五九年四月二十七日、ロンドンのスピトルフィールズに生まれた。父はエドワード・ジョン、母はエリザベスといった。兄が一人、妹が二人、弟が二人いる。父は織布業者の息子で相当な遺産を受けついでが、織布業を嫌ってジェントルマン・ファーマーに転業した。しかし短気で無能な父は失敗を重ね、このころの激しい経済変動を乗りきれずに、転居をくりかえしながら没落していった。大酒と浪費に生活はすさみ、妻にもしばしば暴力をふるった。母は屈服的で長男を偏愛し、メアリにはかなり厳しいしつけをした。メアリは父の暴力をだまって見ておらず、あいだにはいつて母をかばい、また夜間に父母のいさかいの声をするときは、心配して夜を明かしたときさえあったという。このような暮しは、意志の強さ

や行動力を養い、甘やかされず恵まれずに育ったことが、彼女の精神の特徴とされる鋭い感受性、健全な理解力、人に優れた決断力を磨いたようである。

メアリが一五歳のとき、一家はロンドン郊外のホクストンへ転居した。この地で尊敬できる青春の友、ファニー・ブラッドに出あった。彼女は上品で愛情深く、知的にも優れ、メアリより二歳上の一八歳ですでに家計を助けて働いていた。向上心をかきたてられたメアリは、友の力になるほどに自己を成長させる努力をした。この前後から芽ばえていた独立の願いを一九歳で果した。金持ちの老婦人のコンパニオンという職を得て家を得た。

母の病気で呼びもどされて、二一歳から二三歳まで長い看病にあたり、自分が病気になるってしまった。母の死のあとつづいて、不幸な結婚と重い分娩からノイローゼになったすぐ下の妹エリザベスをひきとって、回復するまで世話をした。

二四歳からファニーと学校を共同経営し、妹たちにも手伝わせた。この間に、有徳な説教師プライス博士、『政治論』の著者の未亡人バーク夫人、学校教師ヒューレット師や、当時のイギリス文学の父といわれたジョンソン博士などから大きな影響を受けた。メアリはヒューレット師の勧めで、これまでの教師生活から得たものを、処女作『女子教育考』（一七八七年）にまとめ、ジョンソン書店から出版した。

学校がうまくいかなくなって閉校したあと、貴族の家の家庭教師になった。この生活で『女の諸権利の擁護』のなかでのべられた、貴婦人攻撃の材料を手に入れた。

家庭教師は約一年でやめ、文筆で自立する決心をした二八歳のメアリは、書店主ジョンソンを頼ってロンドンに出た。仕事は翻訳やこの書店から発行している雑誌への寄稿であった。このころのメアリは、母を亡くしたあとの弟妹の世話いっさいが彼女の肩にかかり、非常に困窮した生活であった。メアリの努力で弟妹はそれぞれ独立することができた。

充実期を迎えたウルストンクラフトが、ほとぼしるように六週間で書き上げたという『女の諸権利の擁護』は、何よりもじぶんの体験と、まわりの女たちの悲惨さと、他方上流婦人の虚飾に満ちた生活への省察を母体として、フランス革命という政治変動のなかで、ジョンソン書店に出入りする急進主義者たちとの交流から刺激をうけて、時代の一般的要求をこえて、借りものでない独自の女性解放論を構築したのである。あまりに先どりした主張のために、嘲笑と悪罵に追われ、画家フュースリとの悲恋もあり、革命のうずまきフランスへ、革命にじかにふれるために渡る。

フランスで『フランス革命の起源と進展およびそれがヨーロッパにおよぼした効果の歴史的道德的考察』（一七九四年）をまとめる。そしてアメリカの退役陸軍大尉でフランスにきていたG・イムレイと同棲し、長女ファニーを出産する。「なぜメアリが彼のような軽薄で不品行な男と結婚したかいぶかるばかりである」（玉城肇『フェミニズムの歴史』二二頁）といわれるようなこの結婚は、不実なイムレイによって二年半で破局を迎え、二度の自殺未遂の末やっと

立ち直って離婚を決意する。変質していく革命の姿である暴動と流血を目のあたりにし、個人生活では愛に傷つき、重い心を抱いてイギリスに帰ったメアリは、北欧各国を旅し、『北欧だより』（一七九六年）をかく。

不幸な結婚から立ち直ったメアリは、以前の文筆生活にかえった。『政治的正義』の著者ウイリアム・ゴドウィンの家の近くに住み、『人間の権利』の著者ペインを介してフランスに行く前に一度会った縁で、交際を始め結婚へすすんだ。アナキストのゴドウィンが結婚制度を否認する立場から、結婚式をせず別居結婚であったが、生まれてくる子のために結婚を公表すると、メアリの再婚へ非難が集中した。この非難を乗りこえて、次女メアリ（詩人シェリーの妻、『フランケンシュタイン』の著者）を出産したが、産後の肥立ちが悪く、一七九七年九月一〇日、生まれた娘とイムレイとのあいだの娘とをゴドウィンに託し、三八歳でこの世を去った。

ウルストンクラフトは、著作や翻訳を二三篇、そのほかの論文や手紙などを残している。また彼女の生涯を知るには、ゴドウィンの一七九八年刊『メアリ・ウルストンクラフトの思い出』（白井厚・堯子氏の邦訳）がある。なお戦前の山川菊栄などの評論がある。さいきん名著が『女性の権利の擁護』として白井堯子氏によって訳刊された。うれしいことである。

女性解放がすすんできた現代から見れば、メアリ・ウルストンクラフトの思想や生き方の不十分、不徹底が指摘されるだろうが、メア리를歴史的に理解し、すすんでは彼女を乗りこえるためにはどうするかを考える者がでてくる時代にきている。

(1) 平塚らいてうは、まえまえから予定していた「新らしい女」の執筆をやめて、突然にエレン・ケイ著『恋愛と結婚』の訳をのせることにした。「青鞥」三巻一号（一九一三年）には、変更したわけと、次号からの訳載を予告して、ハアペロック・エリスによる英訳、一九一〇年、ロンドン刊の序を訳している。

らいてうに、変更のきっかけをあたえたのは、金子筑水の「現実教」〔太陽〕誌一九一一年九月所収）、石坂養平の「自由離婚説」〔帝國文学〕誌一九一二年二月所収）であった。らいてうは、「どれ程の研究も思索も経ない内容なき自己の意見を敢て発表するの軽率に出でるよりもエレン・ケイのこの著を目下の自分としてのある丈の理解力を以て忠實に翻譯する方がどれほど價值ある仕事だろう」とかいている。予告どおり、「青鞥」誌には、三巻二号／八号に、第一章の「性的倫理發達の過程」（ただし五号は伊藤野枝訳）を、九号と一〇号には第二章「恋愛の進化」を、四巻五号には「男女恋愛の差別」（訳者不明であるが辻潤としてよい）、六／八号「恋愛の自由」（前とおなじ）、九／一一号「母権」が、らいてう訳になっている。

さらに「青鞥」誌四巻が刊行される頃から、山田嘉吉によるエレン・ケイの講読会がもたれ、妻わか、らいてう、斎賀翠（のちの原田実の妻。原田実によってエレン・ケイの代表作がつつきにつぎに訳刊

されたのは「青鞥」誌廃刊の後である）らが出席している。山田わかによる「児童の世紀」が訳載されるのは、「青鞥」誌五巻七号からである。

(2) エレン・ケイは、一八四六年スウェーデンの大地主で、ルノーを心酔する自由主義者のエミール・ケイを父とし、ドイツ貴族の血を受けついだソフィ・ポッセを母として生れた。一八六八年、国会議員であった父の秘書となるが、四年ののち父の経済的な破綻ののちは小学校教師として自活した。一八八二年に、ウプサラ大学の左翼学生たちが道徳問題で当局と争ったとき、ケイは多くの論文をよせて、この活動を支援したといわれている。文明評論家で、婦人解放論者でもあった男との恋に破れて、八〇年代なかば彼女の思想活動は一そう活発化する。このころスウェーデンは、貧しい農業国から工業国へと移行していく過程にあって、働くことによって、経済的に自立していく女がふえていった。このころの婦人運動は、男女機会均等主義の闘争が中心であって、エレン・ケイも、「婦人の法的権利と夫婦の経済的地位」、「夫婦の所有権と成年権」などの講演や、「婦人選挙権について」の論文をかいたりした。しかし、女子労働者の母性破壊は、これまでの運動では解消されなかった。エレン・ケイは、運動の体験をもとに、代表作といわれる「児童の世紀」（一九〇〇年）、『生命線』三部作（第一部が『恋愛と結婚』、一

九〇三〜六年）、『婦人運動』（一九〇九年）をつぎつぎに出版したのである。

『恋愛と結婚』は、性道徳を進化論的発達過程のなかでとらえて、「恋愛と結婚の統一」こそ性道徳の根本だというたちばから、恋愛の「進化」・「選択」、「母となる権利」（らいてうは母権と訳している）、「母性からの解放」、「社会における母性の役割」、「自由離婚」などを深く突込んで「新結婚法を提案」した。男女の自由で平等な恋愛による結婚↓新しい生命・種族保存を中軸にした女性解放論である。また、『児童の世紀』は、子供の生存権のたちばからせまる前者とは表裏の関係をなす著作である。

(3) 一九一八年の母性保護論争では、エレン・ケイ思想がらいてうの理論的根拠になったことはひろく知られている。さらに、一九二〇年からはじまる新婦人協会の運動にかかげた「婦人と母と子供の権利の擁護」―「母性主義の立場からの社会改良運動」が、具体的な法改正に向けて展開されていったことにもエレン・ケイの影響がみられる。

さきの母性保護論争における山川菊栄（与謝野・平塚二氏の論争）、「婦人公論」誌所収、一九一八）は、「惨状に対する緩和剤として……種々の社会政策が提唱せらるるに至った。旧来の女権運動に対立して起ったエレン・ケイ一派の母権運動」として、らいてうたちをとらえ、「労働の権利を専ら要求して生活権の要求を忘却したのが前者の欠陥であり、母たる婦人だけの生活権の要求に甘んじて、万人の為に平等の生活権を提唱することに思い及ばないのが後者の至らない点」だと指摘し、「現在の経済関係といふ禍の大本に斧鉞を下さないで……経済的独立とか母性保護とかいふやうな不徹

底な弥縫策」は「両者の共通の誤謬」であると批判した。前者とは、経済的独立をいう与謝野晶子、メアリ・ウルストンクラフトをさしているし、後者は母性保護をいう平塚らいてう、エレン・ケイをさしている。山川菊栄の手きびしい論断や、赤瀬会もそのころの社会のあゆみをうつつしているのであるが、一九二三年に「ペーベルの婦人論」を訳出した後の山川は、「エレン・ケイの母性保護論」（婦人問題と婦人運動）所収、一九二五）を、歴史的過程のなかでとらえて一定の評価をしている。また、無産政党の組織準備会に対して「母性保護」（産前産後の保護・妊婦の解雇禁止等）などの要求を提案した。（傍点は中山による）

(4) りいてうは、エレン・ケイの訃報（一九二六年四月）に接したころのことを、「青鞥」時代の感激に重ねて、「亡きエレン・ケイを偲ぶ」（『元始女性は太陽であった』完結篇、一九七三年刊）をかいている。「その当時のわたくしは十年前の自分とはちがって、むしろケイについては批判的な立場をもつようになっていましたが、それはケイを否定することではなく、より発展的にその思想に学ぼうとする気持は、終始変ることはないのでした」（傍点は中山による）

子どもを産み育てる仕事が個人に負わされている間は、女はほんとうに解放されないし、女の経済的保障とともに「女性としての性の立場から生じる問題が解決されないかぎり」真の平等にはなれないとしたらいてうは、さらに、戦後は人間の生存権をおびやかす競争をくみ、平和運動につき進んだ。このようにエレン・ケイがふみこえられていても、安あがりの婦人労働と劣悪な母性保護のいまの日本では、エレン・ケイはまだ生きつづけている。

国際婦人デーの創始者クララ・ツェトキンは、レーニンやローザ・ルクセンブルクと交友関係を持ち、帝国主義段階の時代における先駆的な社会主義婦人論を展開したところの理論と実践を兼ね備えた婦人運動家として広く知られている。しかし、彼女の婦人論や生涯などは、日本では、あまり詳しく紹介されていない。クララの活動期の大半が、日本においては、社会主義者にとって「冬の時代」と言われる弾圧の時期にあたっていたためと思われる。

クララを日本に初めて紹介したのは、福田英子である。彼女は、日本で最初の社会主義的な婦人新聞「世界婦人」（一九〇七年）に、クララの活躍ぶりを連載した。また、実際にクララと接触した人物としては、片山潜と宮本百合子がいる。片山は、一九〇四年、第二インターナショナル、阿姆斯特ダム大会に出席、演説を行ったが、その時、クララがローザとともに彼の演説を通訳している。また宮本は、モスクワを訪問したさいにクララと接触したが、その時の印象をローザよりも「ずっと常識的な女」と、後に記している。

クララの論文を紹介したものとしては、山川菊栄が一九二三年に邦訳した「露独革命と婦人の解放」があるほかは、レーニン研究の一環として一九二七、三一年に「レーニンの想い出」「婦人がレーニンに負うもの」が訳出されているにすぎない。戦後は、クララの教育論、婦人論が紹介されはじめてはいるが、たとえばポーボワ

ルほどには、日本の女性に浸透していないといえよう。

クララは、一八五七年七月五日、ドイツの工業地帯ザクセンの首府ライプチヒ近郊のヴィーデラウ村に生まれた。村の小学校教師である行動派キリスト教徒ゴットフリード・アイスナーを父に、ブルジョア婦人運動の積極的支持者であったヨゼフィネを母にもち、当時のドイツとしては進歩的な知識人の家庭に生まれ育ったといえる。一八七三年にクララは、「全婦人協会」の会員であった母のすすめで、「女教師養成学校」に入學した。この学校は、ドイツブルジョア婦人運動の第一線の活躍者であるアウグステ・シュミットが経営し、婦人の平等を理念に掲げた教育を行っていた。クララは、婦人問題や社会問題に強い関心を持ち、ドイツブルジョア婦人運動の理念を学んでいった。しかし、幼少からの疑問であった、クララの生まれ育った村の農民や手工業者の貧しく、悲惨な生活に対し、それらの理念が何の解答も示さないことを悟るのに、そう時間はかからなかった。そういつたとき、彼女に大きな影響を及ぼしたのが、ドイツ社会民主党の機関紙であり、ロシア人学生サークルの存在であった。彼女は前者から社会主義の理論を知り、後者においてはロシア人の亡命革命家オシップ・ツェトキン（後に彼女の夫となる）と出会う。クララは、勢力的にマルクス主義の理論を学び、労働者階級の闘争に参加し、社会民主党へと接近する。その過程は、

また同時に母や恩師との訣別、ブルジョア婦人運動への批判を意味するものであった。

一八八二年にクララは、オシップと結婚、パリで七年の亡命生活を送る。その間に二人の男子を出産、母として、妻として、そして婦人運動家として、パンもなく、ぼろをまとうといった経済的困窮のさ中进行きぬく。

八〇年代のフランスは、第三共和政のもと、労働運動の高揚期であり、全世界の政治亡命者が集まっていた。ツェトキン夫妻の家に、こういった亡命者やパリ・コミューンの闘士達が集まり、親交を深めていた。しかし、不幸にも一八八九年、脊髄病のため不随の身となっていた夫オシップがこの世を去る。クララは、夫の意志をつぎ、第二インターナショナル結成の準備にとりかかり、一八九〇年、ドイツへ帰国、シュトゥットガルトを活動の地とし、勢力的な運動を展開する。この地で一四歳年下のローザと出会い、また、プレハーノフ、ベーベル、レーニンらと親交を結び、またチューリッヒ大会（一八九三）でエンゲルスと知りあう。私的には、一八九九年、芸術と文学を通じて知りあった画家ゲオルグ・フリードリヒ・ツンデルと再婚している。大自然に囲まれた美的感覚豊かな彼女らの森の家は、シュトゥットガルト左派のねじろとなり精神的中心となった。芸術・教育・文学に関する評論が書かれたのもこの時期である。

初老から晩年にかけてのクララの活動は、レーニンとボルシェビキの思想に最も近い所で行われ、カウツキー批判、ドイツ共産党（KPD）の創立に力を尽した後、革命後のモスクワにてレーニンと婦人問題について意見を交換した。また、ドイツのファシズムに

対しても積極的批判論文を発表するが、ヒットラー内閣が成立した一九三三年、クララはモスクワにて永眠、七六歳の生涯を閉じた。

クララの婦人論の特徴は、一貫して労働婦人の立場に依拠し、社会主義革命の実現こそが、婦人に真の平等、解放を与えることができるという点にあらう。その意味で思想的には、日本の山川菊栄に匹敵しよう。しかし、クララの立場は、教条主義的なものではなく、社会主義社会建設のためには、婦人の力が大きいことを視点にすえ、大衆婦人（女工・農業婦人・労働婦人）の解放を強調するものであった。

また、クララは、エンゲルスの『家族、私有財産、国家の起源』を高く評価した。婦人の社会的抑圧は、私有財産の発生と一致することを歴史的に証明したエンゲルス、もしくはモルガンやバツハオーフエンの功績をたたえている。こういった理論を踏まえた上で、クララは、激動する歴史的情况の中で実践運動を展開したのである。婦人参政権の実現は、重要であるが最終目的ではないことを銘記しつつ、働く婦人の労働条件の向上、母性保護の実現、保育所の設置、労働と家事、育児といった二重労働の改善、中絶禁止法の徹底などを強調した。そして第一次世界大戦における反戦運動、ファシズム批判などを行った。したがって、今日においてもクララの婦人論は、古くて新しい理論を内包しており、病める現代社会に生きる我々に多くの問題を提起しているといえるだろう。

一九二三（大正一二）年に二八才で惨殺されたアナキスト伊藤野枝が、もともと感動し共鳴した女性は、ロシアに生まれアメリカで無政府主義を提唱したエマ・ゴールドマンであった。だからこそ大杉栄との間に生まれた二人の子を、ともにエマと命名しているのである。

エマ・ゴールドマンの思想、主義にひきつけられたのは、彼女の(1)『婦人解放の悲劇』（一九〇六年「マザー・アース」誌に発表）をはじめの夫である辻潤と共に訳したときからであった。その(2)『少数と多数』、(3)『結婚と恋愛』を訳しているが、前の(1)(2)の二編は『青鞥』の三巻九号と一一号に掲載している。(3)『結婚と恋愛』を、(1)(2)の二編と、(4)ヒポット・ハヴェルによる『エマ・ゴールドマン伝』の訳、さらに野枝自身の作品である(5)『無政府の事実』の五編と、大杉栄の『ミシェル・バクウニン』とあわせて、『二人の革命家』という一冊の本にして出版されている（一九二二年六月、アルス社）。

※

エマ・ゴールドマンは、一八六九年六月二十七日にロシアの西端にあるリトアニア共和国のコブノに、ユダヤ人の血を引いて生まれた。生計が苦しくなった両親は、七才のエマを祖母の家に預けた。

ここでの五年間は文学に熱中した生活であった。

やつと一八八一年に家族と共にロシアの首都ペテルスブルグで暮すようになったが、父はただただ家族の平穩のみを願って、エマが一五才のときに結婚させようとしたが、「結婚より勉強がしたい」と強硬にことわり、コルセット工場につとめた。父のもとには居られないと考え、一八八五年一〇月に姉ヘレナと共に自由を求めてアメリカに渡った。ニューヨーク州のロチェスターに仮住いし、すぐに外套を縫う工場に低賃金で働いた。

ニューヨークで無政府主義者ヨハン・モストの演説を聞いて感激したエマは彼の信奉者となり、彼に従って米全国各地を遊説して歩いた。エマ二〇才の時であった。

その翌年彼女は、一才年下のロシア生れの同志アレキサンダー・ベルクマンと出会い好意をもつ。そして同志フェーリヤ（画家）と三人で、彼女の理想とする共同生活をはじめた。しかし、その頃カーネギー製鋼所で争議が起き、ベルクマンが社長フリックに傷害を与えたために、二二年の刑に服すことになってしまった。

エマは彼の行為の正当性を民衆に訴え、減刑運動をつづけ、無政府主義の思想に徹していった。

二五才の七月から一年間、その過激な運動ゆえに逮捕されて刑務所に入れられたが、ここで病人の看護をさせられたことが、後に、看護婦の免許と産婆の資格を取るためにウィーンに勉強に行くき

かけになったのである。

一九〇一年に、マッキンレー大統領が、レオン・クゾルゴスに殺されたときも、アメリカ当局はエマを無理に共犯にしようと逮捕したが、無駄であった。しかし米国の当時の社会情勢から一般の人々も「赤いエマ」として恐れるようになり（なぜ「黒いエマ」とよばなれなかったか私には疑問である）、またこの頃つきつぎに移民制限法が出来るなかにアナキストの国外退去の立法もあり、彼女の主義主張の講演は閉ざされてしまった。そこで一九〇五年にエマはミスと変名して、ロシヤの俳優ポール・オルネネフ一座のマネージャー兼通訳として各地をまわり、ひそかに主張をひろめていた。

この演劇巡業は成功をおさめ、エマは多額の謝礼を受けたので、一九〇六年に待望の雑誌「マザー・アース」を創刊することができた。尚この年の五月に愛するベルクマンが、八年の減刑を得て出獄してきた。彼女はこの時の感激を、『サーシヤの出獄』の中で、彼のいたわりをこめてめづらしく情緒的に書いている。

一九一五年からマーガレット・サンガー夫人を助けて産児制限運動を開始する。これは人口問題への早期開眼と、女性解放のための性の自立と考えられる。今までタブー視されていたセックスを公けの場で話題にしたため多くの非難を受けたが、それでも屈することなく「産まない権利」を主張した。

一九一七年にアメリカは戦争に参加する。エマは産児制限運動から反徴兵運動に切りかえて、戦争反対を叫んだ。

この年「マザー・アース」誌の発行が禁止され、国の方針に反対する人々は弾圧され、一九一九年二月に、エマとベルクマンは他の多くのアナキストと共にロシアへ追放されたのである。

一九二〇年当時ロシアは革命の嵐の最中で、民衆が飢えと戦火に苦しんでいるのを見た。また指導者レーニンも信ずることが出来なかった。彼女はこの間の失望を『ロシヤ革命の印象』、『裏切られた革命』の中に書いた。

ロシヤに落着けないエマは、そのごスエーデン、イギリス、カナダで運動をつづけ、一九二八年に南フランスに落着き、著作に専念して『リビング・マイ・ライフ』を出版する。

そのごも遊説をつづけ、最後はカナダのトロント市に行き、一九四〇年五月一日に、七一才で激しく燃えた生涯を終えたのである。

※

エマが産児制限運動を展開している頃、野枝はせつせと子どもを産みつづけていた。エマが世界を跨にかけて強力に遊説して歩いたのに、野枝は東京の片隅で、夫の安否を気づかないながら論説を書いていた。エマの七一才の生涯に対して、野枝には僅か二八年の生命しか与えられなかった。解放された自由の女として見られている伊藤野枝も、エマの前で、は真に解放された女性とは言い難い。しかし、当時の日本の状態から考えれば、野枝はやはり、自立した個人の自由意志を尊重したという意味で、エマ・ゴールドマンを吸収した尖端に行く女性であったということが出来る。

ちなみに、エマの日本への働きかけとしては、大逆事件に関して、一九一〇年一月に内田駐米大使に抗議文を、二月には桂首相に抗議電文を出している。また刑執行後の一九一一年二月には「マザー・アース」五巻一二号の表紙に幸徳らの肖像をのせ、事件の真相をのべて彼等を称揚している。遺族会には救援金を送った。

ローザ・ルクセンブルグ ローザは薔薇なり薔薇なれど

緒方 和子

(1)

ローザ・ルクセンブルグは、革命の嵐のなかで咲いた真紅の大輪のバラである。その悲劇的な死をのりこえて、いまも人びとの胸のなかに咲きつづけているすばらしい女人である。

このようなローザの恋人であり、夫であり、同志でもあったヨギヘスへの一〇〇〇通に近い手紙がのこされている。それは自分じしんをかざることなく、心ひらいた手紙である。このなかにはベーベル、カウツキー、メーリング、ツェトキンなどの活動家たちが登場して、彼女の生活の記録であり、自伝ともいえる。そしてこれはドイツやポーランドそれにロシアの労働運動のありかたを知る貴重な資料であり、第二インターナショナルの記録である。

こうした革命運動のなかに身をおいたローザを「血に飢えたローザ」と悪口をいうものもいたが、ローザの死に刊行されたゾフィ・リープクネヒトへの手紙は、小鳥と語り、花を愛し、足もとの小石や窓や雲に、また樹々のたたずまいや、木もれ日などへの心やさしい思いをのべていて、ローザが天性の詩人といわれるにふさわしい。

(2)

高等学校の世界史教科書の五種類が彼女をとりあげているが、学
校図書出版社の『世界史・改訂版』には、「一九一八年一月の革

命でドイツは共和国となった。しかし、スパルタクス団（ドイツ共産党の前身）は、徹底的な社会主義革命を主張して、翌年一月、ベルリンで武力行動にでた。この革命の企ては鎮圧され、指導者のカール・リープクネヒトやローザ・ルクセンブルグは殺された。」と
かかれており、彼女の端正な横顔の写真がのせてある。

ローザについては、一九〇七（明治四〇）年七月一日づけ「社会新聞」にのせた堺利彦の論文「欧洲社会党の分派」に「ロザ・ルクセンブルグ（有名な女丈夫）」と彼女の名前があらわれたのがはじめてかと思われる。守田有秋著『世界革命婦人列傳』（解放科学）誌、昭和四年（一九二一年）の六月、私は赤瀾会の講演会に於てローザ・ルクセンブルグのことを講演した。其の時、聴衆の多くに取って、此の婦人の名は未だ耳新しいものやうであった。然るにそれから後数年の間に彼女に関する二三の著述が現はれた許りでなく、其の代表的な著述さへも翻譯されて居ることは如何にも嬉しい。」とかかれています。さらに守田は山川菊栄の『リープクネヒトとルクセンブルグ』（水曜会出版・大正一四年刊）を読まれるようにと希望している。

(3)

彼女は一八七一年三月五日生まれといわれているが、同年一月六日とも七〇年三月五日、ともいう。ポーランドのザモシチ市に生ま

れた。父は木材をあつかうユダヤ商人で、一八七三年にワルシャワに転住した。彼女は一八八四年にワルシャワ第二高校に入学したが、卒業とは革命運動にたずさわった。一八八九年に逮捕の危険が迫り、スイスにのがれた。そしてチューリヒと大学で哲学や経済学をまなんだ。翌年に同じくロシアから難をのがれてきたヨギヘスと知りあい、やがて彼女の生涯の結びつきに進んでいく。一八九七年に『ポーランドの産業的発展』によって法学博士号をとり、ドイツ国籍を得るために、彼女の下宿の息子グスタフと名目結婚をしてドイツに移住した（一九〇三年解消）。そして修正主義批判の先頭にたち、「社会改良か革命か」を『ノイエ・ツァイト』、『ザクセン労働者新聞』、『ライプチヒ民衆新聞』に発表したりしている。

一九〇七年にはSPD（ドイツ社会民主党）党学校の講師になって経済学の講義をした（この講義ノートは彼女の死の一九二五年に『経済学入門』として刊行された）。また一九一二年には、『資本蓄積論』を出版した。その二年ごろには反軍隊演説のために一カ年の刑に処せられたが、獄中から社会民主党の危機を訴える指導的論文をかいている。やがて彼女は保護拘禁の名目でふたびバルニム街監獄に収監されたのだった。

一九一七年一月にソビエト政権が樹立した。翌年ローザは「ロシア革命」を獄中で執筆した。そしてドイツ革命が起ると釈放された。ただちにベルリンで革命の渦中であって、スパルタクス団の機関紙『ローテ・ファーン』によって指導をおこなった。

一九一九年一月五日から一二日に武力蜂起したベルリン労働者のゼネストと五〇万人のデモ隊は、司令官ノスケの率いる反革命軍に鎮圧され、一月一五日にはローザもカール・リープクネヒトもとら

えられ虐殺された。そしてローザは運河に投げこまれたのだった。四七才と一〇カ月だったと思われる。

守田有秋はローザの葬儀に参列している。たくさんの花輪のなかを一〇数名の水兵が柩を墓壇に運び、水兵の手によって柩は赤旗でおおわれ、「水兵たちの歌ふインタナショナルの歌が一頻り廣大な静寂な、墓地に響き亘った」のである。そして数千人の同志を前にして、クララ・ツェトキンが弔辞を述べたのであった。

(4)

彼女はすばらしい経済学者でもあった。IESG（『国際社会学百科事典』）第九卷一九六八年刊四九七頁によると、「当初『資本蓄積論』への反応は否定的なものであった。カール・カウツキー、オット・パウアー、それにニコライ・ブハーリンといったような理論家たちは、この本の主要理論を受けいれなかったばかりでなく、ルクセンブルグが研究した諸問題が重要であるかどうかも疑問視した。……資本家的体制においては購買力の不足が衰退の原因となるというルクセンブルグの理論の各答回復は、ケインズ革命によってようやくなされた」との評価があたえられている。

新しい編集による『経済学入門』とローザのカールおよびルイーゼ・カウツキーあての手紙が岩波文庫におさめられているが、田村雲供氏の『ローザ・ルクセンブルグ文献目録』（『社会科学』誌二卷一〇号、同志社大学人文科学研究所編集、一九六七年刊）によって、ローザ研究のあゆみをしていただきたい。

アグネス・スメドレー 北京西郊にねむる

宮山 孝子

一九四一年、ニューヨークから北に向って三十四時間のところにある高原、サラトガ・スプリング郊外の保養地であるヤドのコロニーは、夏はさわやかで空気が澄み、秋は紅葉した真紅の大樹が枝をひろげ、それがコバルトブルーの空に映えて絵のように美しかった。

ここには二年ぶりにアメリカに帰り、疲れきった軀を横たえていた一人のアメリカ人女性がいた。そして、少しの時間も惜しむかのように中国から送られてきた資料をもとに、朱徳の伝記を書きつづるのに夢中であった。この女こそ賞讃と誹謗の両極端のなかで、女性蔑視の時代に幾重にもからみついたハンディをのりこえ、しいたげられた者への解放に青春をささげ、最後には中国の革命運動に身をもやしたアグネス・スメドレーであった。

アグネスは、アメリカ西部のミズーリ州オスグッドで貧農の次女として生れた。生れた月日は自分にもよくわからなかったが、戦後に中国史家のマッキンノン夫妻によって、一八九二（明治二五）年二月二三日生れであることが判明した。これは上海時代の警察当局記録に明記されていたものである。

父はアメリカインディアンをひいた気のいい男で、アグネスは幼い時から父親の転職のために、農村から、森林地帯、炭坑地とわたり歩いて、さまざまな生活体験をくり返すうちに、女は結婚し

たら男の奴隷となり性のえじきになるものとはかり思いこむようになった。

母はアグネスの十八才の時に苦勞の多い短い生涯を終えた。彼女は決心してすぐに家を出る。それからテンペ師範学校、更にニューヨーク州立大学と苦勞しながら卒業している。

その間には彼女にも始めての愛が芽生えて結婚するが、相手は育ちのいい教養もある進歩的なエンジニアで、アーネスト・ブルンデインといった。彼は彼女にすべての面で理解を示したが、結婚生活は三年で終わっている。もう一つは、インド独立の指導者であるヴィンドラナト・チャトパジャヤで、ベルリンでの八年間の同棲生活であったが、けん身的な活動をつづけたにもかかわらず悲しい結末に終わっている。しかし、このように彼女は男性との出会い、離別をくり返すなかで大きく人間的に成長していった。アーネストの時は、彼女の男性観をかえさせる程の人間的な暖かさを知ったし、差別のない階級意識に目覚めさせた。一方チャトパジャヤからは、植民地として抑圧、搾取された苦しい人びとのいることを知らされ、みずからも次第に民族独立運動に共鳴するようになっていった。これらの問題は理屈なしに彼女の肌から吸収されていったし、行動に移されることになった。

ベルリン滞在中は、ドイツの自由主義的新聞で「フランクフルタ

「ツァイトウング」紙の記者をやっていたが、中国特派員として派遣されることになった。時に一九二八（昭和三）年一二月末のことである。ソ連回りで中国に向う時、アメリカ市民である証明書が必要であったが、家族からはとり合って貰えず、助けてくれたのはブルンデンであった。

彼からはアメリカでの結婚証明書が送られてきたのである。別れるときに生涯の友でありたいといった約束をそのまま実行してくれたのであった。この当時の中国はまさに暗黒時代で、日中戦争のひきがねともなった張作霖の爆死事件があり、革命の渦が巻きおこらんとするきな臭い無気味な風のふくころであった。

アグネスはまず上海におちついた。そこで革命の指導者である魯迅とあっているが、また多くの知識人や文化人とも交り、紅軍に代表される中国人の不屈な魂に感動して、中国解放運動に身を投じることが決定的になったのである。このころアグネスは、一人の日本人記者尾崎秀実と運命の出合いをしているが彼は朝日新聞上海特派員として滞在していた。おもにお互いの情報交換であり、それが世界の反戦運動にもつながっていた。そしてかなりの親密な交際まで発展していったものの、よもや尾崎が死刑の運命にあおうとは知るよしもなかった。

アグネスは、毛沢東、周恩来、朱徳などと親しく接触しているが、なかでも農村出身の朱徳とは一番肌が合っただけではない。彼の人物は風ほうからしても、「朱徳のおじさん」というのがピッタリで、皆から慕われていた。またアグネスも延安まで行動を共にし、その間彼女は驚くほど、克明に日記をつづっている。その中から、『中国は抵抗する』をまとめ、そして朱徳の伝記を少しづつ手がけてい

た。

一九三七（昭和一二）年に日中戦争はつ発するや、紅軍の兵士たちと前線に赴くのであるが、中国紅十字部隊のメンバーとともに、医療活動に参加し、母親にも劣らない手厚い看護にあたった。革命戦力の一端をにならっている婦人たちから悩みを聞かや、いち早くアメリカのサンガー夫人から産児制限器具を大量にとりよせ、手をとって使用を指導していった。アメリカ在住のころ、産児制限同盟で働いたこともあって、早くから母性保護運動にも関心をもっていたのが役にたったのである。

それにしても、そのころ「聖戦」の真相はわからなかったが、中国にいる日本軍慰問の帰国報告のなかで、「日本軍は勝っているが、いたるところで抗日運動がはげしく、電柱にはピラがはりめぐらしてあった」という坊さんの話がいま思い出される。中国侵略のむこうがわにアグネスのすばらしい活動があったのである。

アグネスは一九四一（昭和一六）年暮にアメリカに帰ったが、まもなく尾崎をとりまくゾルゲ事件の一連の容疑者としてマークされ、ロンドンに亡命した。一九四九年一〇月一〇日に新しい共和国の中国は誕生するが、彼女は二度と中国の土をふむこともなく、十二指腸潰瘍の手術のあと惜しくもなくなっている。一九五〇（昭和二五）年五月七日、五八才であった。

彼女の未完の著作『偉大なる道』は、戦後に世界にさきがけて日本で刊行された（阿部知二訳）。

中国の風土を、そして人民をこよなく愛したアグネス・スメドレーは、遺言によって、今は北京西郊八宝山で静かにねむっている。

守田有秋「九州の婦人よ」をよむ 完

石原 通子

——堺利彦『婦人問題』との対比——

「九州の婦人よ」と題した守田有秋の文章は——以下、守田文章と略称する——は、「熊本評論」のなかでもっともすぐれた婦人解放論である。(2)

この文章を「熊本評論」第二四号（明治四一年六月五日）によせしたのは、赤旗事件がもちあがるすこしまえのころであるが、この号は一九〇七（明治四〇）年六月二〇日に第一号を刊行してから満一周年にあたっている。そして絲屋寿雄氏の「熊本評論」の時期区分によると、第三期（第二四—三一号・明治四一年六月五日—九月二〇日）にぞくするものである。この第三期は「一九〇八（明治四一）年五月二〇日の『日本平民新聞』の廢刊につづいて、『熊本評論』が、幸徳、堺派（直接行動派）の機關紙という荷のかった役割を代行する時期である」とされているから、この守田文章はその筆頭をかざるものとなり、九州の女たちだけではなく全国の女たちへの呼びかけとなったのである。

この守田文章で、女たちが家庭にとらわれて男の奴隸のようにあつかわれる境遇になったのは、私有財産が発生してからであるとしている。原始社会では「一夫一婦の制もなく、雑婚や群婚と云ふ制度があつて」「女は血統の證明者として、家庭の監理者として、農業の發明者として、決して男子の權威に屈従したものでなかつた」

た」のであるが、私有財産の觀念が発生すると男があらゆる財物を私有しはじめ、「女子をも私有して財物とし」、「有ゆる制度、有ゆる道徳は、寧ろ女子の敵となつて、女子を束縛して了」うようになったとしている。

この女たちの不平等の状況にたいして西歐では婦人運動がおこり、婦人解放運動と婦人選挙権獲得運動の二つの方向で女たちが活動していることを紹介したあと、「あゝ九州の姉妹よ、卿等何時迄家庭に囚はれて居るのでありますか、何時まで男子の惨虐なる桎梏に甘んぜんとするのでありますか、起てよ、起て、家庭に叛逆し、起て男子に謀叛せよ、然らずんば、卿等は百年亦百年、奴隸の境遇に泣かねばなりま（せ）ぬぞ、取て覚醒を促す次第です」とむすんでいる。

すでに、「熊本評論」には、九州の青年に呼びかけた「九州青年と語る」と題した幸徳秋水の文章が第一号（明治四〇年一月二〇日）に載っている。ここで幸徳は「日本に於ては比較的無政府主義に関する研究足らず智識之しきは事実である、九州に於ても或は左様ではないかと思ふ兎に角僕は諸君と共に、今後大に此種の研究に従いたい」と無政府主義について勉強しようと呼びかけている。そして歐洲諸国の労働組合の「ストライキは議會立法の頼むに足らざるを知て、労働者自身の力を用ゆべきを覚悟したものである」

平」と、一九〇七（明治四〇）年二月一七日の社会党第二回大会で田添鉄二の議会政策論とはげしく対立した幸徳の直接行動論を、九州の青年たちにも理解してもらい、さらには賛成してもらいたい気持ち⁽¹⁾があらわれているようである。

このような九州の青年に呼びかけた幸徳の文章に対応するかのよう⁽²⁾に、守田の九州の婦人にたいする呼びかけがあるわけである。

この守田文章が「熊本評論」に掲載される一週間まえの五月二八日に、F・エンゲルス著「家族、私有財産および国家の起原」の紹介では最初のものといわれている堺利彦の『男女関係の進化』と題した本が、「平民科学」という叢書の第三篇として有楽社から刊行されている。この『男女関係の進化』の刊行されるまえに守田文章はかかれていたとおもわれる。だが「平民科学」は前年から刊行されはじめていて、守田と同居していた親友の山川均も執筆者の一人であったので、山川からこの叢書の内容や刊行についても守田はきき⁽³⁾していたであろう。そして、堺利彦と幸徳秋水の議論にいつもかかさず立会っていた山川は、「幸徳の無政府主義と堺のマルクス派的な社会主義とが鋭利に対立し、二人の議論はしだいにハサミ状にはなれてゆくばかりで、歩みよりの余地はなく、……あるところから先きになると、二本の糸はきっぱりと平行線になってしまっているように感じた」⁽⁴⁾が、二人ともたもとを分つに忍びなくて、毎日のように出発点から議論をくりかえしていたと述懐しているように、直接行動派とはいっても堺と幸徳の考えはちがっていた。山川は堺利彦の考えにちかく、守田も婦人解放運動は無政府主義的ではなく、「社会主義運動の中核となつて居る」として⁽⁵⁾いて、このころは堺に影響されることが大きかったとみられる。

堺は『男女関係の進化』を刊行するまえの年の八月五日に『婦人問題』（金尾文淵堂）を刊行している。この本について「大阪平民新聞」（のちに「日本平民新聞」と改称）第二号（明治四〇年六月一日）には、「新着『婦人新論』は印刷に着手したり」と、出版の進行状況の報告がされている。ここでは『婦人問題』とはされずに『婦人新論』と題されているが、同新聞第六号（同年八月二〇日）の新刊紹介になると『婦人問題』とされていて、「著者の多忙なるに由り久しく完成に至らず、一般読者の渴望したりし婦人論は遂に此標題を以て公刊せられたり、四六版二百六十餘頁の一冊子」というかきだして紹介され、題目の決定にまよいがあったことをしめしている。『婦人新論』というのは、前年の一九〇六（明治三九）年五月の「家庭雑誌」第四巻第五号につきのような目次を発表している。

第一章（本号掲載の分）は昨年十二月二六日新聞に載せたものと、大体に於ては同様であります。

第二章（次号掲載の分）には「人間の両性関係」と題して、有史以前に於ける人間社会的の成り立と組織とを説き、其間に於ける男女関係を見たいと思ひます。

第三章は「歴史上の婦人の地位」とし、希臘、羅馬より中世に至る歐洲史上の婦人の地位を説き、併せて日本史に及び、女大学の批評をも試むる筈です。

第四章は「現今社会の婦人の地位」とし、現今の家族制度、結婚制度、一夫一婦制度、賢母良妻主義、女子の職業、獨身生活、賣淫、婦人参政権等の諸題目につきて評論する筈です。

第五章は「将来社会の婦人の地位」とし、将来の共産社会に於

ける新教育制度、新結婚制度（自由恋愛）、新家庭生活、男女職業の自由選擇等を説く筈です。

第六章は「人間両性関係の将来」とし、一夫一婦主義の進化、新恋愛教育、人口論等につき、稍や高遠の理想を写す筈です。

このような構想の『婦人新論』を単行本として出版するはずで、同誌第四卷第二号（同年二月）に「婦人新論の序」を発表し、同第三号には三月下旬に発売するという広告もでしたが、「色々な都合で其運びに至りかね」たので、この「家庭雜誌」に分載することとしたとして、まず第一章「生物の両性関係」をのせたのであるが、第二章以下はついにのらなかつた。そこで「其實を基が⁴ん」として出版したのが、『婦人問題』（一九〇七年）である。

第一表（省略）のように、この『婦人問題』は塚が幸徳とともに社会主義運動の日本における最初の機関紙として発行しはじめた週刊「平民新聞」をはじめとして、「直言」、日刊「平民新聞」、「家庭雜誌」、そして福田英子が編集、発行、経営を主宰した「世界婦人」にのせた文章と、あらたに執筆したものとを収録した本で、『婦人新論』の構想のように体裁のととのつたものではなかつた。すなわち一九〇四（明治三七）年から一九〇七（明治四〇）年までの四年間の塚の婦人問題に関する文章をあつめたものである。この本から大きな影響を守田文章がうけていることがわかるのである。もっとも似ている文章は『婦人問題』のなかの「両性新論」と「我輩の家庭主義」である。

「両性新論」は Carpenter, Edward. Love's coming-of-age, a series of papers on the relations of the sexes. Manchester, Labour Press, 1896. を解説したもので、第一表（省略）のよう

に、「直言」、「家庭雜誌」そして日刊「平民新聞」に掲載されたものと、未発表とおもわれるものがあり、「直言」に載せたものは文語文であつたので口語文にかきあらためている。カーペンターは「諸種の群婚離婚の行はれて居た原始時代の社会に於て、婦人の権勢が却つて一番に強かつた」としている。この「群婚離婚」が具体的にどのようなものであつたかの説明はないが、原始母權説・集團婚説といわれるものを否定してないことを知るのである。そして私有財産制がおこつて男は女をも私有するようになり、「女子が独立の生活を得て、平等に男子と対立して、全く自由⁵に其の「性」を用ゐ得ざる限り、女子の地位は決して改善せられぬのである」とし、しかし妊娠、分娩、育児は女が職業につくためのさまたげ、女の独立の弱点とみられているが、種の繁殖は重大で神聖で社会的任務であるから、社会的に保護され尊重されるのは当然である。「女子が母たるの任務に服する間、或は一男子の保護に依らずして、安全に社会より衣食住の供給を受くるが如き世の中とならざれば、女子の真正の自由は確立せぬのである」とのべ、「将来の自由共產社会が現出して、其時始めて女子の独立が得られるのである」としている。また、イギリスの男女不平等な法律を批判し、イギリス帝国主義が未開人種を衰滅においこんでいるともべている。ペーベルの『婦人論』からの引用も多くみられる。同時代の反進化主義民族学の立場の代表であり、イギリスの父權的な家族法と慣習を支持し、植民地政策ののつておくれた民族を記述した E・A・ウェスターマークや B・K・マリノウスキーと対立する立場にカーペンターはたつていることがわかる。

この塚によるカーペンター解説を守田が読んで共鳴したものとみ

られる。「九州の婦人よ」の文章のなかによく似た内容の文章があるので、つぎにそれを対比する。

(A) 「當時に在つては、女は血統の證明者として、家庭の監理者として、農工業の發明者として、決して男子の權威に屈従したものではなかつたのです」(守田文章——「熊本評論」第二四号、明治四一年六月五日)。

(A') 「當時に在つては、女子は血統の證明者として、家庭の監督者として、農工業等の發明者として、神巫若しくは予言者として、常に男子と同じ權力を有し、時としては其上に立つて居たのである」(塚解説「両性新論」——「婦人問題」、明治四〇年、二四—二五頁)。

(B) 「私有財産の觀念一度社会に起るや、強力なる男子は、手当り次第に有ゆる財物を私有した上に、彼は終に自分の半身とも稱す可き女子をも私有して財物として了ふ様になりました。茲に於て奴隸制度起り、掠奪結婚起り、社会には種々の悲劇が演出される様になりました」(守田文章)

(B') 「此の私有財産の新思想が稍や進歩したる人類の間に起つた時、男子は其の手あたり次第の物を我有とした上に、自己の半身たる女子をも私有して、之を財物と爲し、之を奴隸と爲し、之を玩弄物と爲したのである」(塚解説「両性新論」——「婦人問題」、二五頁)。

(C) 「斯くして時代の進むと共に、男子は益す女子を庄伏する様になり、女子は男子の爲めに生存し、男子の爲めに労働し、男子の爲めに生殖する様になると共に、他面に於て男子は、彼女を台所に押し籠め、或は閨房に幽囚し、女子の性を弄んで、毫も省み

る処がないと云ふ状態を現出しました。然し男子は強力を以て斯の如き我儘勝手をして居るに拘らず、少く女子にして不貞の事あれば、彼女を家庭より放逐して路頭に迷はしめたので、女子たるものは家庭に捕はれて男子に屈従するか、然らずんば放逐されて路頭に迷ふか、二者何れか其一を選ばねばならぬ様になつたのです」(守田文章)。

(C') 「それより後、男子は愈々益々女子を庄伏して、女子は只だ男子の爲に生存し、男子の爲に労働する者と爲し、或は之を閨房に鎖し、或は之を台所に繋ぎ、其の身心を束縛して其「性」を弄び、自己は男子の特権として放縱を極めながら、女子にして若し少く不貞の事あれば、直ちに怒つて之を放ち、売淫婦の群に入らしむると云ふ有様であつた。斯くの如くして女子たる者は漸く遂に、売淫婦として路傍に餓えるか、然らざれば其の身心を一男子に売つて生涯の束縛を受けるか、二者其一を撰ばねばならぬ事となつた」(塚解説「両性新論」——「婦人問題」、二五—二六頁)。

このように、守田は塚によるカーペンター解説をそのままとり入れたとおもわれるほどである。塚は大正時代になつて、このカーペンターの解説を「社会文芸叢書」の一冊として刊行したが、関東大震災によつて絶版となつたので、文化学会出版部から一九二五(大正一四)年に「自由社会の男女関係」と題して三度目の出版をした。その「はしがき」に、「私が初めてこの書を日本の読書界に紹介したのは二十年ばかり前の事です」とほこりをもつてのべている。だが、一九二一(大正一〇)年に山川菊栄が「恋愛論」(大鑑閣)と題してすでに訳出しているので、「最早や無用に帰したわけ

ですが、然しそれが抄訳であるだけに、こういうパンフレットの形に成る点に於いて、多少の便宜があり、存在の理由が無いでもない
と考へました」としている。抄訳というより解説といったほうが適
している。塚の文章は、理解しやすくおもしろく、山川訳があつて
も社会主義の手ごろな啓蒙書として意義があつたのである。また山
川はおなじ表題で第二次大戦後の一九四六（昭和二一）年に三興書
林からも刊行している。そのほか矢口達訳『性の栄光』（文省社、
大正一四年）や、寺沢芳隆訳『愛の哲学』（創元社、昭和二七年）
など、大正、昭和にかけて婦人解放運動の啓蒙書としていくつも訳
書があるが、山川菊栄は「ペーベルの『婦人と社会主義』と相並ん
で、社会主義婦人論の双壁である」とのべている。明治の塚解説を
よることだ福田英子は、「世界婦人」第一六号（明治四〇年九月一
日）に「婦人問題は吾等女性たるもの、大いに著者に向つて感謝
し、過去五千年の長き夢の連続史より覚めて此真理を味い此真理を
生命として現社会の奴隷制度と奮闘せざるべからず」とのべ、「特
に第四章の自由の女子、経済的革命等は我々の最も沈思熟慮を要す
る枢要の活問題」であるとしている。平塚らいてうも「わたしは
社会主義の婦人論を、堺利彦氏の『婦人問題』などで知ってしまし
たし、カーペンターの訳書を読んで自由社会ということにひどく心
を惹かれた記憶などもあります」とのべていて、塚のカーペンター
解説だけでなく『婦人問題』という本が、婦人解放運動の手引きと
して貴重なものであったことがわかる。

もほとんど「家庭雑誌」にのせたとおりでである。守田文章が似てい
るところはつぎのようである。

(D) 「専門の学者の研究に依ると、人間社会の歴史が、假に十万
年とするならば、此中の九万五千年は共産制度の社会であつたと
の事です」（守田文章）。

(D') 「専門学者の説に依ると、人間社会の歴史を假に十萬年のも
のとして、其中九萬五千年は共産制の社会であつたと云ふ」（塚
「我輩の家庭主義」——『婦人問題』、一一六頁）。

(E) 「此時代は社会が一個の大家族であつて、一夫一婦の制もな
く、離婚や群婚と云ふ制度があつて、家族制度と云つても、母親
の本能性のみを基礎として居たので、婦人の権力なるものは絶大
無限なものでありました」（守田文章）。

(E') 「まだ一夫一婦の制が始まつて居らぬので、或は離婚といふ
か、或は群婚といふか、何にせよ、女子が数人の夫を持ち、男子
が数人の妻を持つといふ有様で、血縁の範囲が不明瞭であるの
で、一家族の形が甚だ大きく、其の輪廓が漠然たるものであつ
た。即ち此の時代は謂はゆる母系制度で、明白なる親子の關係は
母と子との間ばかりで、父の情は未だ全く無く（或は甚だ少く）、
其の家族制度は只だ子に対する母親の本能性ばかりを基礎として
居たのである」（塚「我輩の家庭主義」——『婦人問題』一一七
頁）。

ここでの塚は、原始社会の婚姻形態を「離婚といふか、或は群婚
といふか」とのべていて、それらを理解していない段階にあるが、
守田はそれをそのままうけいれている。守田の原始時代の婚姻形態
とその変遷の理解は、塚の「両性新論」と「我輩の家庭主義」の段

階にある。

- (1) 労働運動史研究会編『熊本評論』(明治社会主義史料集 別冊2)、明治文献資料刊行会、一九六二(昭和三七)年、解説Ⅷ頁。(2) 山川菊栄・向坂逸郎編『山川均自伝』岩波書店、一九六一(昭和三八)年、二八三―二八四頁。(3) 「九州の婦人よ」——「熊本評論」第二四号(明治四一年六月五日)。(4) 堺利彦『婦人問題』、金尾文淵堂、一九〇七(明治四〇)年、序文。(5) 同上、八七―八八頁。(6) 同上、三六頁。(7) 同上、三七頁。(8) 同上、三八頁。(9) 山川菊栄訳『恋愛論(エドワード・カーペンター)』——「訳者より」、大鐘閣、一九二二(大正一〇)年。(10) 平塚らいてう「元始、女性は大陽であった」下、大月書店、一九七一年、四三八頁。

(3)

堺の原始婚姻についての理解のあとをたどってみると、まず、一九〇一(明治三四)年八月二八日から翌年の九月一日にかけて刊行され、一九〇四(明治三七)年二月一〇日に全六冊を合本して刊行した『家庭の新風味』(内外出版協会)では、「野蠻の社会では、婦人を家畜や財宝と同じやうに思つてゐるので、権勢のある男子が思ふまゝに多くの婦人を貯へてゐる」とし、「今日の男子は：傲然として野蠻の酋長、専制の君主で威張つてゐる。社会に立つては文明々々と云ひながら、家庭においては野蠻なる多妻主義を敢てする」とかいている。原始社会とはいつていないが野蠻の社会では権力ある男、たとえば酋長はその権力をふりまわして女を物のやうに私有して一夫多妻婚をおこなつていたとみている。野蠻という表現のなかに、現存しているおくれた民族や文明社会以前の社会の人びとを、無秩序で無教養で欲望をまるだしにした人びととみている。

て、とくに腕力は男が強くて、その腕力にものをいわせて女を奴隷のようになつたと思つていたようである。そして、「人は一人づゝ別々に生活して居られぬ所から、一家を作り、一村を作り、一國を作り、漸々に大きな団体となつて社会生活をする事になつたので、其社会生活(即ち共同生活)のお蔭で、漸々に進歩を来して終に今日の如き文明を作り出したのである」と、そぼくな社会の発展図式をのべて、一家をつくつていた人びとの構成や人間関係についてはのべていない。そして「将来の社会は今日の家庭の如くになければならず、今日の家庭に現はれる和楽親愛の有様が社会全体に行はれるやうにならねばならぬ」と、現実の家長的家族制度を肯定している。

新風味をくわえた彼の理想とする家庭像は、「男の方が才智も多し、気象も強し、体も丈夫で、大体において女に優つてゐるから」、夫が家長となり、妻は主婦として家長にしたがい、「夫をして十分に外に働かしめねばならぬ」。「男は外に出て、世事に当り、女子は内に在りて家政を司るは当然」であるが、妻も「成るべく多く外出して、盛に家庭の延長を試みるが善い」。「單純に夫婦として相對する時には全く同等の地位に立つのであるが、家長と主婦として相對し、兄と妹として相對し、師弟として相對する時には、妻は常に夫に従ひ、夫は常に妻を導くべき者である」。「男女同權と云はずに、夫婦同權と云ひたい。男女は必ずしも同權ではない」とかいている。この「夫婦同權」も「單純に夫婦として相對する時」だけというの、夫妻の貞操だけに限定しているやうで、裁判離婚の要件で妻は姦通、夫は姦淫罪とされているものを、双方とも姦淫と改めたがよいとかいているが、「今日の社会に採用すべき結婚制度は此

民法の精神によつたものが一番善いと思ふ」と⁽¹¹⁾と、いわゆる明治民法を支持している。そして、老いても子にたよらないでいいように貯蓄を奨励し、「収入が多いとて少しも威張るには足らず少しも羨むには足らぬ……幾ら収入は少くても、それに相応の支出をして居れば、常に安楽な平和な富者の生活が出来る」と、人はそれぞれの環境でまじめに働らけばむくいられるといたいようである。

このころのことを、「社会主義に到達する前、予はまずばく然として社会改良の諸問題に触れた。予が『家庭の新風味』と題する小著述を出したのはこの時である……福沢先生より多大の感化を受けた」と⁽¹³⁾と堺は述べ、また病気の妻を看病するための売文でもあったとのべている。ちかごろ、この本が『新家庭論』（講談社学術文庫）と題して復刻されたが、学術的な意味での復刻であるならばもとの題名でなければならぬ。そうでないのは現在の家庭のありかたのよい手引き書ということでの復刻であろう。八〇年まえの新風味はいまではかびのおいがしている。彼のその後の社会主義者としての家庭論こそ問題にしなければならない。

この「家庭の新風味」⁽¹⁴⁾によって得たる予の読者に対し、おもむろに社会主義を説くつもりで、一九〇三（明治三六）年四月三日に『家庭雑誌』（由分社）を創刊した。その創刊の辞にあたる「我輩の根本思想」のなかでは、「社会主義は人類平等の主義である、人類同胞の主義である、相愛し相助くる共同生活の主義である。そこで此社会主義より見る時は、夫婦が平等にして、相愛し相助け、真の共同生活を為すのが家の理想である。家庭は即ち其理想を現はすべき場所である」と、⁽¹⁵⁾社会主義的な表現があらわれてきているが、まずは家族制度を廃止して、しだいに平等と愛と共同の家庭に

したいとのべている。「家の起り」としてかいているところでは、「昔々、其昔、女の出産前後に、女はどうしても自分で食物を得る事が出来ず、又敵が来ても思ふように防ぐ事が出来ぬので、それで男が女の為に食物を運んでやり、又女を保護して敵と戦ふ事となり、斯くて夫婦親子が家を作つて共同生活を始めたのであらうと思はれる」と、原始社会から夫と妻そして子どもという一夫一妻婚家族で、夫・父が妻や子どもを外敵からまもりながら生活していたと想像して、まったく常識的であるといわなければならない。

この考えは、『家庭の新風味』でも「如何なる社会の統計を見ても、男の数と女の数とは大概同じである。日本では男の方が少し多い、英国では女の方が少し多いといふやうな違ひはあるけれども、いづれにしても其差は極めて少い。此点から考へても、一夫一婦は実に天然の約束と云はねばならぬ」として、一夫一妻婚が天然の約束であるのに、野蛮人は野蛮であるから権力のあるものは一夫多妻婚をしていたとみている。ところが週刊「平民新聞」第四七号（明治三七年一〇月二日）にかいた「自由恋愛と社会主義」では、「予は曾て予の小著『家庭の新風味』に於て、一夫一婦は天然の約束と云ひ、其理由の一として右の同数説を挙げたが、後に考ふれば、あれは甚だ不正確な論證であつた。けれども「理由は発見し得ぬが、兎にかく一夫一婦が人間心理の自然であると思ふ」ので、将来、自由恋愛になったときはもっと純潔で堅固で永久な一夫一妻關係があらわれるであらうとのべている。とくに原始婚姻についてはのべていないが、一夫一妻婚が自然であるならば、原始社会もそうであつたとみていたとおもわれる。この「自由恋愛と社会主義」を一九〇七（明治四〇）年の『婦人問題』に、「自由恋愛の説」として収録

したときには、『家庭の新風味』でのべた男女同数だから一夫一妻であるというところは削除して、「予は兎にかく一夫一婦が大体に於て人間の心理生理の自然であると思ふ¹⁸⁾」という点だけはのこしている。こゝでも原始婚姻についてふれていないが、『婦人問題』では他の文章でのべているから、とくにつけくわえなかったのであるう。

このように、一九〇三（明治三六）年の「我輩の根本思想」までは常識的な意見であるが、一九〇五（明治三八）年四月二三日づけの「直言」第二巻第一二号にかいた「婦人問題概観」で、はじめて民族学的な用語がもちいられている。彼は原始時代をひっくり返して「雑婚」であったとする。「同族内の男女の交通は禁ぜられて居た」ので「甲の一族の男子の一群が、乙の一族の女子の一群を訪うて、其二群の男女が乱雑に相通じて居た」。そのため生まれた子の父がわからぬから母系時代であったとして、母系を出自だけの意味にもちい、「一母系に属する兄弟の一群が、他の母系に属する姉妹の一群と雑婚して居たらしく想はれる」としている。このように一群と一群との婚姻であれば群婚すなわち集団婚であつて、無規律の雑婚ではないのである。それを「雑婚」といい、また原始の全時代を「雑婚」とみている。このように原始婚姻について理解はされていないが、「女子の地位は非常に高く、即ち年長では其家族の頭となり、若くしては他の男子の来るを待つ主人役であつた」と、現実の家族とはちがうことを発見しているが、世帯共同体や氏族の用語はもちいられていない。私有財産制についてはかいているが、原始共産制についてはふれていない。『家庭の新風味』や「我輩の根本思想」での常識的な解釈とは大きくちがってきていることは

たしかである。これはなにに原因しているのであろうか。

彼は一九〇三（明治三六）年一〇月に反戦を主張して萬朝報社を幸徳秋水とともに退社し、十一月五日から週刊「平民新聞」を発行しはじめて社会主義運動にはいって行くのである。翌一九〇四（明治三七）年にはこの週刊「平民新聞」第一七号（三月六日）の「平民文庫出版広告」のなかに、「著訳出版の腹案ある者」として「独逸社会党首領ペーベル氏原著『婦人問題の解決』堺枯川、幸徳秋水合訳」がみられる。「婦人問題」は「婦人問題」の印刷のあやまりであろう。一回きりの腹案広告がただけでこの訳本は出版されなかったが、この広告によってペーベルの『婦人論』を入手して、幸徳とともに訳出にとりかかっていたとおもわれるのであり、その成果がつかの年の「婦人問題概観」にあらわれてきたとみなければならぬ。山川菊栄訳『婦人論』（改造文庫、昭和四年）の序文によると、「一九〇三年には米国社会党の指導者ダニエル・デ・レオンの第三十三版の英訳が出た」とあるので、堺はこの本を入手していたのかもしれない。

一九〇四（明治三七）年には、堺は未来社会での経済的改革がなされたあとの独立した男女の自由恋愛によって成立した一夫一妻婚について熱っぽくのべた「家庭に於ける階級制度」（二月一三日の社会主義婦人講演会の要旨、週刊「平民新聞」第一五号）や「自由恋愛と社会主義」（同紙、第四七号）をかいているが、原始婚姻についてはのべていない。また、「理想郷（ウイリアム・モリス）」と題して同紙の第八一二三号（第一七号には掲載されていない）に訳載するなど、原始社会よりも未来の社会主義が実現されたあとの社会での男女関係の方に関心がむいていたので、この年には原始社

会についてふれた文章がみあたらないのではないかとおもわれる。またこの年は「嗚呼増税」(同紙、第二〇号)が新聞紙条例違反となり、日本の社会主義運動での最初の犠牲として四月二日から六月二〇日まで入獄した。そして病床にあった妻は八月一八日に没するといふ家庭的にも大変なときであった。それでも、十一月一三日刊の同紙、第五三号(創刊一周年号)には、秋水との共訳で邦訳では最初の『共産党宣言英訳序』と『共産党宣言』(第三章は省略)を掲載するなど意欲的に活動している。このようななかで『婦人論』をよんではいしたが、よみこなすことができなかつたのではないかとおもわれる。これが原始婚姻の理解の素朴さとなつて「直言」の「婦人問題概観」にあらわれたとみられる。たとえば「或時代(若しくは或地方)の遊牧民族の中に於ては、族中の女子全体が族中の男子全体と離婚する場合があつた。此場合に於ては、もう男女が対当の離婚をして居るのでは無く、女子は全く男子の従属物となつてしまつた⁽²⁰⁾。だが離婚であるから「失張り母系の家族を形づくつて居た事と想はれる」としているが、このようなことは『婦人論』にはかかれていない。

彼はこの「婦人問題概観」を「直言」にのせた二週間あとの五月七日と六月四日に、二回にわたつて、「ペーベル氏の婦人論」と題して社会主義婦人講演会で講演している。「直言」には「去る七日午後二時より例の通り平民社樓上に開く、来会者婦人廿名男子も殆ど同数、堺利彦氏の『ペーベルの婦人論(第一回)』に次ぎ白柳武司氏の……」⁽²²⁾とあり、第二回は「初めて本会に警部巡查の臨監を辱うしたり……来会者は婦人十四五名、男子廿名ばかり、堺利彦氏先づ起つてペーベル氏の婦人論第二回を講じ(此講演は其中何等かの方

法を以て読者諸君の清覧に供するの時あるべし)⁽²³⁾とされているので、このころも「婦人問題の解決」をだしたい意向をもっていたのである。山口孤劍の「社会主義と婦人」(平民社編、明治三八年七月)によせた塚の序文のなかに、「ペーベル氏曰く、婦人は奴隷存在以前に於て既に奴隷なりきと。此の悲惨の運命を有する婦人を主題として社会主義を説く、是れ豈に実に其の法を得たるものに非ずや」と、山口のこの著書の目のつけどころのよさをほめていたが、さきの「婦人問題概観」で原始社会では女の地位が高いことにふれていながら、ペーベルのこの奴隷以前奴隷説の矛盾にきずいていないのである。

このように、ペーベルの『婦人論』をよんでいながら、原始社会の理解の素雑さは、つぎの年の一九〇六(明治三九)年一月一日刊の「家庭雑誌」にかいた「我輩の家庭主義」でもいえるのである。「或は離婚といふか、或は群婚といふか」として、⁽²⁴⁾「群婚」という用語をもちいはじめてはいるが、「女子が数人の夫を持ち、男子が数人の妻を持つといふ有様⁽²⁵⁾」であつたとのべているだけで、「離婚」と「群婚」の区別がされていない。そして「母系制度」というのも出自だけのことで相続や権威や婚所などについての説明はない。だが、原始社会は共産制であつたとして居るところは、これまでのものにみられなかつたところである。そして「昔し一社会の全部に行はれた、其の清き、美しき人情は、今は只だ一家族の内部に押し込まれてしまつた⁽²⁶⁾」とし、「私有財産制は今や正に其の終末の期に達して、再び元の共産制に立返らうとして居るのである⁽²⁷⁾」から、家族制度をなくして「今の家庭を以て将来の共産社会の卵と見做し、今の家庭の中に社会主義(即ち共産主義、共同生活主義、相

互扶助主義)の思想を養ひ、能ふべく其の理想の面影をそこに宿らしめ、一步にても広く其の美を社会に押し広げる事を勉めたいと思ふ⁽²⁸⁾」としている。未来社会の展望をさぐっていた目を、過去にむけたとき、かえって未来があかるくみとおせたのではないかとおもうのである。一九〇五—一九〇六(明治三八—三九)年は、原始時代の人びとを野蛮人とさげすんでみていた彼の心に、大きな変化がおこりつつあったころということができる。

この「我輩の家庭主義」をのせた翌月の「家庭雑誌」第四卷第二号(明治三九年二月一日)に「婦人新論の序」をかいている。「予は社会問題の全体に対して、社会主義を取る者であるので、婦人問題に対しても亦た、此の社会主義の見地よりして、ほぼ根本的解決に到達し得たと信ずる。『婦人新論』は即ち其の解決の発表である⁽²⁹⁾」としている。そして、参考文献として洋書を三冊しめしているが、そのなかに『婦人論』はあげられているが、『家族の起原』はしめされていない。そして同誌第四卷第五号に、すでに紹介したような「婦人新論」の六章にわけられた目次と第一章の本文が掲載されるわけである。そして「本篇は本号以下七八回に分載して本年中に完結を告げる筈です⁽³⁰⁾」としているが、第一章だけでおわってしまった。なぜであろうか。

それまで、西村恵次郎に「家庭雑誌」の編集をまかせていたものを、「直言」の発行停止、平民社の解散で、一九〇六(明治三九)年一月の第四卷第一号から塚がまた発行兼編集人となっているが、二月には日本平民党と合同してあらたに日本社会党を結成し、三月には東京市電運賃値上反対市民大会をひらいて組織的な運動をはじめめる。そのために西川光二郎(光次郎)や山口義三たちが検挙さ

れ、塚は「光」の編集も担当することになる。また三月には「社会主義研究」を創刊して八月には廃刊しているが、第一号に『共產党宣言』の英訳からの完訳、六月の第四号には『科学的社会主义』(『空想から科学へ』のこと)の英訳からの重訳という貴重な仕事をしている。そして、六月にアメリカから幸徳秋水がかえってきて、労働者の利益は労働者みずから獲得しなければならぬ。労働者の革命は労働者みずから遂行しなければならぬとして、議会議政か、労働者の団結かという戦術論争の発端をなげかけるのであるが、他方では平民社を再興して「光」と「新紀元」を合流させ、日

刊「平民新聞」を発行することによって、社会主義運動を進展させようという方向に結集していくときであった。このように多忙ななかにあつて『婦人論』をしたじきにして、日本における女の歴史を考え、未来を展望した『婦人新論』を発表したいと考えていたのであろう。ところが、『家族の起原』をすこしみているうちに、とくに原始婚姻については、『婦人論』ではなくて『家族の起原』をよまねばいけないことがわかってきたが、「一身の閑暇少かりしが⁽³¹⁾」に、腰をすえてよむことができなかったと推測される。このために、ついにかけなくなったのではないかとおもわれるのである。それにしても、彼は『婦人論』を一九〇四(明治三七)年ころからよみはじめ、一九〇六(明治三九)年までにかいた原始婚姻についての文章は、『婦人論』が主要な参考文献であったようである。

- (1) 塚利彦「家庭の新風味」、内外出版協会、一九〇四(明治三七)年、三〇頁。
- (2) 同上、三九頁。
- (3) 同上、四六七頁。
- (4) 同上、五三二頁。
- (5) 同上、三七頁。
- (6) 同上、一六八頁。
- (7) 同上、三七六頁。
- (8) 同上。
- (9) 同上、四五四頁。

- (10) 同上、三六頁。(11) 同上、八頁。(12) 同上、一一九頁。
 (13) 「予の半生——『平生の墓』より——」——『塚利彦全集』第六卷、一九七〇(昭和四五)年、一七〇頁。(14) 同上。(15) 「我輩の根本思想」——『家庭雜誌』第一卷第一号(明治三六年四月三日)、六頁。(16) 同上、一頁。(17) 『家庭の新風味』、三〇頁。
 (18) 『婦人問題』、一三二頁。(19) 犬丸義一「日本におけるマルクス主義婦人解放思想の歩み——明治期を中心に——」——『論集 現代史』、筑摩書房、一九七六(昭和五一)年、一〇三頁。(20) 「婦人問題概観」——『直言』第二卷、第二号(明治三八年四月二三日)。(21) 同上。(22) 「婦人講演会(平民社)」——『直言』第二卷、第一五号(明治三八年五月一四日)。(23) 「社会主義婦人講演(平民社)」——『直言』第二卷、第一九号(明治三八年六月一日)。(24) 「我輩の家庭主義」——『家庭雜誌』第四卷、第一号(明治三九年一月一日)、四頁。(25) 同上。(26) 同上、五頁。(27) 同上。(28) 同上、七頁。(29) 「婦人新論の序」——『家庭雜誌』第四卷、第二号(明治三九年二月一日)、五三頁。(30) 『婦人新論』——『家庭雜誌』第四卷、第五号(明治三九年五月一日)、四七頁。(31) 『婦人問題』の序。

(4)

そして、一九〇七(明治四〇)年八月五日づけで『婦人問題』を刊行する。その序文のなかに五冊の洋書をあげて、これらの書物によって思想を形成したとしているが、ここでは『婦人論』とともに、はじめて『家族の起原』をしめている。

第一表(省略)のように、『婦人問題』のなかみは、ほとんどこれまでで発表したものの集録であるから、『家族の起原』のよみがあらわれているとすれば、『婦人新論』の第一章を『家庭雜誌』に

発表したあとの文章にあらわれているとみななければならない。
 まず、一九〇七(明治四〇)年一月一日づけの「世界婦人」創刊号にかいた「婦人の天職」では、「人類社会の古き歴史を検するに、母系制度と称して女子が一家一族の長たりし時代もあり、其時代には女子の為に特定の夫といふ者なく、子の数多ありとても其の父の誰々なるやは判然せざりしなり」と記しているところは、これまでとかわりない。

つぎに、日刊「平民新聞」第七三三号(明治四〇年四月二二日)に掲載した「男女結合の目的」では、カーペンターの引用があるだけである。また、「世界婦人」第一〇号(明治四〇年五月一五日)の「結婚式とは何ぞや」と、『家庭雜誌』第四卷第九号(明治三九年九月一日)の「厭世と煩悶の救済策」の文章では、原始婚姻にふれていない。

初掲載がどこか、いつかわからないものなかに、「基督教の婦人観」と題した『婦人論』第一編のなかの「第三章 キリスト教」の抄訳がある。また「男女の差異」では、「体格に於ても、脳髓に於ても野蠻人の間に在つては文明人の男女ほど著しい差異は無いのである。して見ると、男女の差異は野蠻時代より文明時代に進むに従て、即ち圧抑の永続するに従ひ、次第に増大した者と思はれる。而して太古に在つては、男女の智力体力には殆んど何等の差異なく、時としては女子が家長となり族長となりたる事もあり、総て女子は頗る優勝の地位に在つたものと思はれる」と、原始社会では智力体力に差がなかったというところは、いままでみられなかった考であるが、これは『婦人論』の第一四章のなかの「三 男女の身体的並びに精神的資質の差異」を参考にしているとみられる。

このようにみえてくると、『家族の起原』をとりいれた文章はないようにみえるが、一つだけ大きな変化があらわれている。というのは、一九〇五（明治三八年）年の「直言」第二卷第一二号に発表した「婦人問題概観」は、そのまま収録されているのではなくて、「(二)結婚制度の歴史」だけに大きい変更がくわえられている。この箇所はすでにのべたように、「直言」のなかでは原始社会の全期を「雑婚」とし、その婚姻形態を甲の一族の男の一群と乙の一族の女の一群との雑婚とか、同族のなかでの雑婚で女は男の従属物とかのべられていて、ただし理解していなかった。このような「雑婚」がここでは「乱婚」とあらためられて、「制限なき自由の乱婚」⁽³⁾とただし説明している。この「乱婚」が「群婚」となるとして、まず「親子間（若しくは老幼間）の交りが禁ぜられ、結局、兄弟姉妹間の血族群婚」となる。つぎに「一つの母に属する数人の兄弟が他の母に属する数人の姉妹と群婚を為す事になった。即ち半血族群婚」である。さらに「一群の兄弟が姉妹ならざる数人の女子と婚し、或は一群の姉妹が兄弟ならざる数人の男子と婚す」というように変遷したとしている。だが、血族婚について「個人と個人との間に結婚せず、一群と一群との間に結婚する」⁽⁵⁾と、一群のなかでの血族婚であるものを「一群と一群」というように表現している。半血族群婚は「プナルア婚」の訳であるが、ここでは群婚にたいする理解のふかまりがしめされている。そして、この「群婚」が「配偶結婚」となるとして、はじめてこの用語がもちいられている（これはいまの訳語では「対偶婚」である）。このように原始社会の婚姻形態の変遷を乱婚↓群婚（いまでは集団婚とも訳する）↓配偶結婚（対偶婚）というように、はっきりと理解されている。

そして、「一人の母の下に多数の兄弟姉妹が同居していたのである。そこで多くの場合、若き男子が若き女子を求めて、其の女子の家に通ひ、或は其家に住みこんだのである。そして新に生れた子供は皆な其母に属したのである」と、妻方居住婚を理解してきている。「母系制度」としているのは、これまでと同じく母系出自の意味にもちいているし、女の優位についても、これまでのようにべられている。だが、「血族的群婚の形式の下に個人的配偶婚が行はれて居た」⁽⁷⁾とのべているのは、「血族的群婚」と「血族群婚」をおなじ意味にもちいているのであれば、兄弟姉妹婚のもとの「個人的配偶婚」ということになる。これは理解されていないとみなければならぬ。また、はじめて時代区分をかいているが、サベージリーを「蒙昧」とし、パバリズムを「野蛮」と訳し、「蒙昧時代には一般に血族的群婚が行はれ、野蛮時代には個人的配偶婚が行はれたものと見える」⁽⁸⁾と、「血族的群婚」を蒙昧時代全期におこなわれたとするので、乱婚、血族群婚、半血族群婚との関係はどうなっているのがわからなくなる。そして、男は漁撈、女は「育児、割烹、裁縫等の事に当る」として、常識的な男女の分業を考えている。よいうするに、部族や氏族の組織、すなわち原始社会組織にふれていないから、族外婚・族内婚ものべていないし、したがって群婚のただししい理解にたっしてないが、「或論者は、此の猿猴類より進歩したる人間も亦た必ず最初より一夫一婦の生活をして居たに相違ないと云ふ。然しそれは人間が多数共同して社会生活を為すに至つたといふ重大なる事実を見落した観察である」⁽⁹⁾として、『家族の起原』でウェスターマークを批判し、「動物状態から脱却して発展をとげ」るためには、「個体には欠ける防衛能力を群団の結集した力と

協力によって補充することが必要であった⁽¹⁰⁾」としているところをよみとり、彼の一夫一妻婚は天然自然の心理といふこれまでの考えに一大転換をおこなっている。それにしても、『婦人問題』に収録されたものには、すこし手なおしされているものもあるが、「婦人問題概観」の「(二)結婚制度の歴史」のように大きな変更をくわえて格段の進歩のあとをしめしているものはなく、『婦人問題』のなかでもっとも高く評価してよい箇所である。

このように「家族の起原」をよむようになった彼は、『婦人問題』を刊行したすぐあとの夏期講習会で、『社会の起原』と題して講演をしている。「社会新聞」第八号(明治四〇年七月二日づけ)には、「堺君はエンゲルスの名著『家族、私有財産、及び国家の起原』の大意を講ずる筈で、太古男女関係の歴史など頗る趣味あるものありと云ふ」と紹介されている。同新聞第一〇号(八月四日づけ)の夏期講習会の時間割によると、「八月一日より十日間午後七時より十時迄、九段坂下ユニバアサリスト教会に於て、会費八十銭臨時一回聴講券五十銭、学課と講師は「一社会主義史(五時間) 田添鉄欠⁽¹¹⁾」「二 一道德論(四時間) 幸徳秋水 一社会の起原(五時間) 堺利彦 一社会主義の経済論(五時間) 山川均、一労働組合(同) 片山潜 一同盟罷工の話(四時間) 西川光次郎」とされている。堺の講演内容は「社会新聞」第一号(八月一日づけ)に「男女関係の変遷」と題して紹介されている。それによると、「乱交の時代」↓「群婚の時代」・「無財産時代」↓「配偶結婚」・「共産制の時代」↓「一夫一婦制度」・「私有財産制度」というように婚姻は歴史的に変遷してきたとして、なぜ原始時代になんの制限もない「多夫多妻」の「乱交の時代」があったかというところ、「群を為せる動物

の組織が交尾期には一時解体するの事実に見て、家族的組織の最初は群の爲めに有害なりしよると思考する事を得べし」として、いまのような家族形態で生活していたのではないことを、ここでものべている。

群婚については、『婦人問題』のなかの「婦人問題概観」とちがうところは、「従兄弟姉妹の間に於ける性交も禁ぜられ、更に進んでは再従兄弟姉妹の間に於ける性交も禁ぜらるゝに至る」としているところであるが、「従兄弟姉妹」とは母の姉妹の子どもたちであり、「再従兄弟姉妹」とは母の母の姉妹の子どもたちのことであるが、そのような厳密な表現はされていない。そして「女権優勢の社会」と、「母権」ではなくて「女権」という用語がここではじめてもちいられている。そして、「私有財産制の生ると共に、男権優勢の社会」となって、「一夫一婦制度となる」として、「父権」ではなく「男権」とされている。「アゼンスに於ては良家の妻女は支那の婦人の如く、一室に閉ぢ込められて犬を番に置き若しくは中性の人間(宦官)をして是を守らしめられたりき、……男子は、自分は一夫一婦と共に群婚をも行ひヘエテレ(芸娼妓の如きもの)と戯れ居たりき」と、アテナイにおける一夫一妻婚が妻だけのもので、夫はヘタイレと遊んだ⁽¹²⁾ということを「群婚」といい、また今日でも一夫一妻婚をしながら「群婚」もしている男たちがいると、妾や公娼などとの関係にも「群婚」の用語をもちいているのは、厳密な意味をつかんでいないのではないかとおもわれる。

おなじ年の一月に、堺は森近運平と共著で、『社会主義綱要』を鷗声堂から刊行している。その「序」で彼は、「巻中予が直接に執筆せるは、僅かに最後の一章に過ぎずと雖も、他の諸章中、予が

彙に公刊せる訳著に依れるもの亦甚だ少からず。斯くて脱稿の後、遂に二人共著の名を以て発行する事となれり」としている。最後の一章とは「第十一章 社会主義運動の現状」であるから、「第六章 社会主義と婦人」は塚が直接に執筆したとはいえないことになる。その目次によると、「(一)男女関係の歴史—原始の制度—掠奪婚売買婚—(二)現今の男女関係—制度と人情の矛盾—売淫制度—(三)婦人解放—自由恋愛—女子の向上—男子の矯正」とされている。原始社会の婚姻の変遷については、「其最初は多数の兄弟姉妹間に於ける血族的群婚」↓「甲族の男子は必ず乙族に赴いて其女子と婚を通する」↓「個人的配偶」↓「一夫一婦」⁽¹²⁾として、「雑婚制度より一夫一婦の制度へ」、「母系的家族より父系的家族へ」⁽¹³⁾と、その説明も『婦人問題』のなかの、「婦人問題概観」の「(二)結婚制度の歴史」を、森近の筆によって簡単に紹介したものである。

このように、『家族の起原』をよみはじめた塚は、原始社会に目をひらき、胸おどるおもいではなかったかとおもわれる。そして、これを紹介したいとおもうようになったのであろう。『婦人問題』を刊行した二カ月前の二〇月二〇日づけの「大阪平民新聞」第一〇号に、塚編集の「平民科学」と題する叢書が近々有楽社から発行せられる」として、その第三篇の「男女関係の進化 塚利彦述」は、「塚氏が曩に夏期講習会にて講演したる、エンゲルス氏の『社会の起原』に依るとされていて、いよいよ『家族の起原』の本邦での初翻案の刊行にとりかかったのである。この叢書は一月一七日に第一篇を刊行し、さいごの第六篇を翌年の八月一六日に刊行しおわるまで、九カ月かかっている。

第三篇の『男女関係の進化』は、一月初旬の刊行予定であったが、⁽¹⁴⁾

金曜講演会の屋上演説事件がおこり、一月から三月まで入獄したためか刊行がおくれている。「日本平民新聞」は第二三号(明治四一年五月五日)で廃刊となるので、この第三篇刊行の記事はみあたらない。「熊本評論」では第一篇と第二篇の紹介が第一六号(明治四一年二月五日)にあったあと、第四篇の紹介が第二七号(明治四一年七月二〇日)にのるまで、なぜか第三篇の紹介がされていない。

塚は『男女関係の進化』の「はしがき」で、「本篇は主としてフリードリヒ、エンゲルス氏の著『家族、私有財産、及び国家の起原』に依る」としているから、『家族の起原』だけであつたのではなく、『家族の起原』をそのまま翻訳したものでないことがわかる。「エンゲルス氏の此著は又、米国の学者リユイス、モルガン氏の名著『太古の社会』に依つた者である」が、「モルガン氏の此の大著は未だ嘗て日本の読書界に紹介せられて居らぬ。そこで予は此篇に於て、せめて其一端を紹介せんと欲したのである。モルガン氏の原著に依らずして、エンゲルス氏の著に依りたるは、只簡明なる記述の便に従つたのである」としているから、塚のもともとの目的はF・エンゲルス著『家族、私有財産および国家の起原』(一八八四年)の紹介ではなくて、L・H・モルガン著『古代社会』(一八七七年)を紹介しなかったのである。だから塚が『家族の起原』のなかの「第一章 先史時代の文化段階」と「第二章 家族」の部分だけを紹介していて、第三章以下を紹介していないとせめるわけにはいかない。

第二表は『男女関係の進化』と戸原四郎訳『家族・私有財産・国家の起原』の頁を対比したものである。塚は三五項目にわけているが、項目番号のついていない「一夫多妻、一妻多夫」があるので、

第二表 『男女関係の進化』と『家族の起原』の対比

項	目次	頁	章	目次	頁
一	人間社会進歩の階段	一—七	一	先史時代の文化段階 一、野蠻 二、未開	三— 三一—三三 三三—三三八
二	性交無制限時代 夫婦思想は社会組織の賊	七—一一 一一—一九	二	家族	三九—四三 四四—四九
三	血族群婚	一九—二一		一、血族婚家族	五〇—五二
四	半血族群婚 氏の制度 濠洲の階級婚 妻を客に貸すの風	二一—二七 二七—二八 二九—三二 三二—三五		二、ブナルア家族	五二—五四 五六—五七 五八—六〇 六〇—六二
五	偶婚 女権の優勢 一時的自由性交の風習 伊勢參宮と歌垣 新しき動力、即ち財産 男女の分業 母系制の廢滅 男女心身の差異 掠奪婚、売買婚 父家長制 一夫多妻、一妻多夫	三五—三九 三九—四三 四三—四八 四八—五一 五一—五三 五三—五九 五九—六三 六四—六九 六九—七四 七四—七八 七八—八一		三、対偶婚家族	六二—六四 六五—六六 六七—七〇 七〇—七一 七一—七三 七三—七五 七四—七五
六	一夫一婦制 希臘の女子 希臘の白拍子 売淫、姦淫、男色 羅馬の女子 基督教の婦人觀 独逸民族の婦人尊重 結婚と恋愛 日本歴史上の男女關係 氏内結婚禁止の有無 一夫一婦制の發達 女大学 現今婦人の地位 人の妻、売淫婦、職業婦人 将来の男女關係 動植物界の雌雄 両性の起原	八一—八四 八四—八八 八九—九三 九四—九六 九七—九八 九八—一〇一 一〇一—一〇三 一〇三—一〇七 一〇七—一一一 一一一—一一六 一一六—一二一 一二一—一二二 一二二—一二七 一二七—一三一 一三一—一三七 一三七—一四一 一四一—一四六 一四六—一五一 一五一—一五四 一五四—一六〇 一六〇—一六六		四、単婚家族	八一 八二—八四 八五—八七 八八 九〇 九〇—九一 九一—九二

『男女関係の進化』

堺 利彦述 有楽社 一九〇八年

『家族・私有財産・国家の起原』

戸原四郎訳岩波文庫一九六五年

実際は三六項目である。このうち「十二 伊勢参宮と歌垣」、「廿七 日本歴史上の男女関係」、「廿八 氏内結婚禁止の有無」、「廿九 一夫一婦制の発達」、「三十 女大学」の五項目は、日本の歴史に於てはめてかいたもので、二年まえの『婦人新論』の構想をここで実現したといえよう。彼は日本史にあらわれる「氏」の制度を「北米印度人の氏族制、希臘人の『ゼン』の制度等と、全く同じ性質の者……多くの氏が集つて一個の大和民族を成して居た」⁽¹⁵⁾。そして「偶婚(若しくは群婚)の母系制を距ること甚だ遠からぬ者であつたらしい」⁽¹⁶⁾。歌垣は「太古群婚の一時的復活と見るより外は無い」など博識のほどがうかがえるが、他の箇所でも塚じしんの解釈と説明が多くくわえられている。

また、彼は「十 女権の優勢」と「十六 男女心身の差異には、『婦人論』第四章の「三 男女の身体的並びに精神的資質の差異」をもちいて、かきくわえている。これは『婦人問題』のなかで「男女の差異」として、すでに紹介している。「十七 掠奪婚、売買婚」には『婦人論』第二章の「四 諸民族の習俗に表われた母権の遺風」、「廿一 希臘の白拍子」と「廿二 売淫、姦淫、男色」には『婦人論』第二章の「三 アテネにおける正妻と娼婦」、「二 羅馬の女子」には『婦人論』第二章の「五 国家秩序の発生。ローマにおける氏族制の消滅」がつけくわえられている。「二四 基督教の婦人観」は『婦人論』第三章の「キリスト教」によつてのべられている。この箇所は『婦人問題』のなかの「基督教の婦人観」で、すでに紹介している。そして最後に、『婦人新論』第一章とにている「三四 動植物界の雌雄」、「三五 両性の起原」をつけくわえている。

このような『男女関係の進化』での原始婚姻の紹介をみると、こ
こでもサベージリーを「蒙昧」とし、バーバリズムを「野蛮」と訳
して、「性交無制限」または「乱交」↓「血族群婚」↓「半血族群
婚」または「ピユナリユア」↓「偶婚」または「配偶婚」と変遷
し、「大体から云へば、群婚が蒙昧時代の特徴で、配偶婚が野蛮時
代の特徴である」とよみとっている⁽¹⁸⁾。

訳文は、とびとびに意識され、訳語もいまとはちがっているもの
が多くて対比がやりにくい。まず、初版と第四版の序文の訳がな
い。そして、『家族の起原』で高く評価されている『母権論』(一
八六一年)の著者、J・J・パツハオーフェンの名も、四つの功績
も紹介されていないし、「アメリカ式・古代インド式」(すなわち
モルガンのいうガノワン式とトゥラン式という親族名称体系)とい
う用語も訳されていない。「母権」は「女権」とされているし、「部
族」という用語がでてこないで、部族と氏族の理解がどうであつ
たかは、はっきりしない。したがって、氏族の族外婚、母権→女人
統治がわかつていない。だが、訳文はくだけていてわかりやすく、
説得力もあつておもしろく、塚のあたたかな人がらがかんじられ、
「言文一致の文体は平民科学にふさわしい文章である」。

彼がもちいた『家族の起原』の英訳は The origin of the fami-
ly, private property and the state. Trans. by Ernest
Untermann. Chicago. 1902. である。

(1) 「婦人の天職」―「世界婦人」創刊号、(明治四〇年一月一日)
および「婦人問題」、一五六―一五七頁。(2) 「男女の差異」―「婦
人問題」、二四―二五頁。(3) 「婦人問題概観」―「婦人問
題」、九五頁。(4) 同上、九五―九六頁。(5) 同上、九六頁。

- (6) 同上、九七頁。(7) 同上。(8) 同上、九八頁。(9) 同上、九五頁。(10) 戸原四郎訳『家族・私有財産・國家の起源』、岩波文庫、四七頁。(11) 同上、八四―八五頁。(12) 堺利彦、森近運平共著『社会主義綱要』、鷗声堂、一九〇七(明治四〇)年、一〇〇頁。(13) 同上、九九頁。(14) 山川均『植物の精神』(平民科学第二篇)、有楽社、一九〇七(明治四〇)年二月一日刊。この本の最後に『男女関係の進化』が一月初旬に刊行されるという広告がある。(15) 堺利彦『男女関係の進化』(平民科学第三篇)、有楽社、一九〇八(明治四一)年、一〇八頁。(16) 同上、一〇九頁。(17) 『婦人新論』―『家庭雑誌』第四卷、第五号、四一―四七頁。(18) 『男女関係の進化』、五二頁。

(5)

堺による原始婚姻についての理解のふかまりをたどってきたが、これをまとめたのが第三表である。この表ではっきりと三つの時期に分けることができる。

第一期の一九〇一(明治三四)年から一九〇三(明治三六)年は、常識の域にとどまっているところであり、第二期はベーベルの『婦人論』の影響をうけている時期である。この時期は一九〇五(明治三八)年と一九〇六(明治三九)年であるが、原始婚姻は理解されていない。第三期の一九〇七(明治四〇)年と一九〇八(明治四一)年は、エンゲルスの『家族の起源』をよむことによつて、原始婚姻の理解をふかめていく時期である。

彼ののちに、『モルガンの『エンシエント・ソサキター(太古の社会)』と、エンゲルスの『家族、私有財産、および國家の起源』とを讀んで、歴史以前の間人社会に対し初めて夜が明けたように目

第三表 堺 利彦の原始婚姻

時期	刊行年月日	著作名	原始婚姻	
1	1901(明治34)年 1902(明治35)年	『家庭の新風味』	野蛮の社会は権力のある男は一夫多妻婚	
	1903(明治36)年 4月3日	『我輩の根本思想』 (『家庭雑誌』第1卷第1号)	夫婦親子が家をつくって共同生活	
2	1905(明治38)年 4月23日	『婦人問題概観』 (『直言』第2卷第12号)	雑婚	
	1906(明治39)年 1月1日	『我輩の家庭主義』 (『家庭雑誌』第4卷第1号)	雑婚・群婚	
3	1907(明治40)年 8月5日	『婦人問題概観』 (『婦人問題』)	蒙昧時代	野蛮時代
			血族的群婚	
	乱婚	血族群婚	半血族群婚	配偶結婚
1907(明治40)年 8月11日	『男女関係の変遷』 (『社会新聞』第11号)	乱交	群婚	配偶結婚
		蒙昧時代		野蛮時代
1908(明治41)年 5月28日	『男女関係の進化』	群婚		配偶者
		乱交	血族群婚	

を開かせられた⁽¹⁾とのべている。モルガンの『古代社会』をよんだとはおもえないが、たぶんこの第三期のことをさしているとおもわれる。いまからみれば初歩段階にあるとはいえ、そのころとしては最高の理解にたっていたといえよう。

堺は大正時代にはいつてから、『男女関係の進化』で紹介していない部分を、「國家の起原」(『社会主義研究』第二卷第二号、大正九年三月)や「羅馬國家の起原」(『社会主義研究』第二卷第三号、大正九年四月)などのように発表しながら、全訳をめざしていたが、一九二二(大正一一)年に内藤吉之助のドイツ語からの全訳(れしな荘版)をみるにいたって、ついに中止してしまったのである⁽²⁾。彼は『男女関係の進化』を一九二〇(大正九)年に『男女争闘史』(栄川堂書店)と題を変え、付録に「婦人問題概観」を「両性問題概観」と題をあらためて、またさらに、ペーベルの『婦人論』のなかの第二八章「将来の婦人」を「新社会の婦人」と題して訳出し、つけくわえて刊行している。さらに内藤訳の刊行の一月ほどあとに、「男女関係の発達」(三徳社)と題して再刊し、付録として「婦人の経済的平等」(『婦人問題』収録のもの)をそえている。したがって、堺の第三期にぞくする『婦人問題』と『男女関係の進化』は、大正時代にも啓蒙書として価値をもっていたのである。たとえば、ペーベルの『婦人論』の翻訳をしつあった山川菊栄は、「家族制度に就て」⁽³⁾のなかでのべていることは、堺の「我輩の家庭主義」(『婦人問題』収録)の考えに依っている。また、山川の「原始群婚制度に就て」⁽⁴⁾では、「ピユナルヤ」と「配偶婚」の用語はもちいられているが、堺の「婦人問題概観」(『婦人問題』収録)にもたっしていないのであり、まだまだ堺の啓蒙書が必要な時期で

あったことをしるのである。だが、一九二八(昭和三)年になっても「家族、私有財産、及び國家の起原」(『改造』六月号)というあいかわらずの紹介文をかいているというところは、堺はついに、さらにふかくつっこんで研究しなかったことをしめしている。

それにしても、進化主義民族学者、とくにモルガンは明治前期に三宅米吉によっても紹介されたが、明治末期に新しい立場からモルガンを、ついでエンゲルスを紹介した堺の先駆的な役割は大きい。これが、内藤吉之助という東大助手によるドイツ語からの『家族の起原』の邦訳をみちびいたことを忘れてはならない。したがってまた、ここまで検討してくると、わたしたちは堺の段階に、あるいは戦前の邦訳段階にとどまっておれないことがあきらかになるのである。

守田文章を堺の研究のあゆみとくらべてみてきたが、結論としていえることは、守田が「九州の婦人よ」を「熊本評論」にかいたころは、堺の第三期のころであったが、守田による原始婚姻の理解は堺の第二期のころにとどまっていた、堺に追いついていないということである。

- (1) 『震災の獄中』―『堺利彦全集』第六卷、四〇〇頁。(2) 堺利彦『男女関係の発達』、三徳社、一九二二(大正一一)年、「はしがき」。(3) 山川菊栄訳『恋愛論』(エドワード・カーペンター)、一九二二(大正一一)年、一八四―一八七頁。(4) 同上、一七六―一八二頁。

平安時代には、文学の方面で女性たちはさかんに活躍する。女性の手になる日記、随筆、物語などは、多少は漢字がまじってはいるものの、基本的には「ひらがな」でかかれ、もちいられている単語には漢語がきわめてすくない。

「ひらがな」の起原は、「かたかな」とおなじく、万葉仮名にさかのぼる。万葉仮名は、日本語の音節を表記するためにもちいられた漢字であって、そのばあい日本語の音節は、漢字の音あるいは訓によってしめされる。たとえば、「なつかし」という日本語を「奈都可之」とかくのは音を、「夏借」とかくのは訓を利用したものである。このようにもちいられた漢字を本来の漢字（古代中国語の単語をかきあらわす文字）と区別するために、「かな」（かりな↓かな↓かな）とよび、『万葉集』に代表されるので万葉仮名といっている。奈良時代の末になると、一つの漢字で一つの音節をあらわすようになり、またもちいる漢字も字画のかんたんなものが増えらるるようになった。この時期に万葉仮名は歌謡や消息文、漢文の訓注などにもちいられた。

「かな」としてつかわれた漢字は、はじめは草書体でかかれていたが、しだいに書体がくずされて、漢字としてみとめることができなくなるまでになった。そのような字体を「ひらがな」とよぶ。多くの人の手をへて、すくなくとも平安時代の中期（一〇世紀）にはできあがっていたようだ。「ひらがな」は当時「おんなで（女手）」

とよばれたように、おもに女性たちがかもちいた。

一方、「かたかな」は、万葉仮名としてつかわれていた漢字の一部（初画や終画）をきりとってつくった文字である。それは、漢文をよむとき、漢字の音や訓、おくりがななどをかきこむには、万葉仮名ではかくのに手間がかかるし、せまい行間にかきこむのに不便であったためにつくりだされた。「かたかな」は漢字をよむための補助的な文字としてつくられたが、漢文からはなれ、和歌や散文にももちいられた。しかし、「かたかな」は漢字とのむすびつきがよく、漢字で表記される漢語とともにもちいられるのがふつうであった。

ところで、平安時代でも政治や学問の世界では漢文がもちいられ、それをよんだりかいたりするのは、もっぱら男性の仕事であった。そのような権威のある世界からおざけられていた女性たちは、「ひらがな」をもちいて、日常的なことばをつかって、すぐれた文章をかいた。このことは「源氏物語」ひとつみてみれば、なっとくできるだろう。もちろん、男性も「ひらがな」で和歌や文章をかいたが、それは権威のある世界の外でのことである。

文字をめぐるこのような状況は、うんと単純化すれば、権威のある世界―漢字、権威のない世界―ひらがな、となるのではないか。そして、このことはかなり根づよく、現代にまで尾をひいているのではないだろうか。

母権論 II



J・J・バツハオーフェン
訳・井上五郎

2. この物語のなかでペレロポーンは、女の性にたいして二重の関係であらわれている。一方で彼はアマゾンたちの闘争者・征服者として立ちあらわれており、他方では女らしき *Weiblichkeit* を注視することにたじろぎ、この女らしさを承認せざるをえない。そのため、リキアの母権は、母権の創設者として、まさに彼に帰せられている。この二重の関係は、一方で勝利を、他方で敗北をふくんでおり、大いに注目に値する。それは、母権が男権 *Männerrecht* とたたかっていること、しかしながら男はこの闘争でただ部分的な勝利しか与えられないことをしめしている。アマゾン主義 *Amazonentum* つまり女権 *Weiberrecht* の最高の墮落は、シーシュポスの後裔であるコリントスの英雄〔ペレロポーン〕によって滅ぼされる。男に敵対的で、男を殺そうとする好戦的な女たちは敗れる。しかし、婚姻とみずからの性的使命とに目覚めさせられた女たちのより高い権利が、この闘争のなかから勝利に満ちて出現する。母権じたいではなくて、ただ女支配のアマゾーンの墮落のみがほろびる。母権は女の物質的本性 *die stoffliche Natur der Frau* に基づいているのである。伝えられている神話では女は大地と同一化されている。ペレロポーンが母の多産性 *Fruchtbarkeit* の表徴の前に屈服しているように、ポセイドーンはその荒れ狂う波を危機迫る豊穡の地から退かせるのである。男の生殖力は、〔女の〕受胎的・産出的物質に、より高い権利をゆずる。万物の母である大地のポセイドーンにたいする関係は、地上の死すべき女のペレロポーンにたいする関係と同じものである。ゲー〔Ge 大地〕とギネー〔Gyne 女〕あるいはガイア〔Gaia 大地〕は、たがいにひとしいものとしてあらわれている。女は大地のかわりになり、死すべきものもとでは大地の原初的母性 *Urmuttertum* を継続する。他方、生殖力のある男は、万物を産みだすオーケアノスの代理人としてあらわれる。水は受胎させる要素である。水が女の大地的物質 *weibliches Erdstoff* とまざり、それに産出的にしみ通るならば、母胎の暗い奥底のなかで、あらゆるテールの生命的萌芽が發生する。このようにオーケアノスは大地に、男は女に対立している。この関係にあって誰が優位にあるのか？ いずれの者が他方を支配すべきであろうか？ ポセイドーンが大地を、男が女を支配するのか、あるいはその逆であろうか？ 伝えられている神話にこの闘争が描かれている。ペレロポーンとポセイドーンは、なんとしても父権に勝利を得させようとしている。しかし、彼

ら両者ともに、受胎的母性の表徴の前に打ち負かされて退却する。男性的力の内容であり象徴である海水の塩は、物質の荒廃ではなく、物質の肥沃に役立っている。男の非物質的・覚醒の力にたいする勝利は、母性の物質的原理の側にある。女の八差恥▽が男のファロス（「男根」）を、大地が海を、リュキア女たちがペレロポントースを、支配する。それゆえに、われわれは当然にもつぎのように言うことができたのである。ペレロポントースが女権にたいしてくだだてたたかいは、ただ半分の勝利を獲得したにすぎなかった、と。なるほど婚姻に敵対的なアマゾン主義の不自然な墮落はポセイドーンの息子（ペレロポーン）に敗れたが、彼の方でもみずからの自然的使命 *physische Bestimmung* に忠実である女に勝利をゆずらざるをえなかった。

ペレロポントースがその中心としてあらわれる全神話は、この見解に一致している。英雄は、より高いものを追求した。たんにアマゾンたちを撲滅することではなく、婚姻においても母を父に従わせることが彼の目的である。しかし、英雄がアマゾンたちにたいして獲得した勝利は、英雄に要求する権利があるように思われたし、承認されるように思われた。しかし、イオパテリス・アムピアナキスは、彼にたいして彼の尽力・辛苦に報いることを拒んだ。同じことは、神話の他の局面においても暗示されている。ペレロポーンは結局、支配の半分で満足せざるをえない。彼の勝利には敗北がつづく。アテーネーの守護のもとに飼いならされたペーガソスの助けをかりて、英雄はアマゾンたちとたたかひ、滅ぼした。冷たい空中高くからアイオロス族の後裔（ペレロポーン）はアマゾンたちを射た。しかし、彼が有翼の馬でいっそう高く飛翔し、天上の光の高みに達しようとしたとき、ゼウスの憤怒をかった。彼はアレイオーン平野へ墜落した。タルススは、彼はヘーパイと同じように跛になった、と証言している。この英雄の輝かしい始まりと悲しい結末との不釣合を暗示するために、「彼の勝利を私は歌おう。しかし、彼の死の運命については述べたくない」とピンダロス（「オリュムピア競技祝勝歌」13・91）は言っている。彼の努力の高さと努力の結果の乏しさは、ピンダロス（「イストミア競技祝勝歌」6・43）やホラーティウス（「歌章」4・11、26）では、あまりに力強く上昇し、神がみとたたかひ、神がみに罰せられた人間精神の形姿となる。この点でペレロポーンはプロメテウスと並び、リュシアスは、ペレロポーンを第二の火の守護者としてプロメテウスと同等と認めている。ペレロポーンは、みずからの敗北によって、女権にたいする他の闘争者、すなわちヘーラクレス、ディオニューソス、ペルセウスやアポロンの英雄であるアクレウスやテーセウスと区別される。彼らは、アマゾン主義と一緒にすべての女人統治制を滅ぼし、完全な光の力 *vollendete Lichtmächte* として、父性の非肉体的太陽原理をテルース的母権の物質的原理の上へ高めぬのにたいして、ペレロポントースは天上の光の純粹な高みに到達できない。彼は、ようやく昇った高みから墜落してくる者を再び迎え入れる大地をおすおすと思下ろす。ゴルゴーンの血だらけの胴体から生まれ、アテーネーが彼女の籠児に御するのを教えた有翼の馬ペーガソスは、天上行きの目的を達するものの、地上の乗り手は、ポセイドーンの息子として属している大地に再び墜落する。男性力 *die männliche Kraft* は、リュキア人の崇拜において卓越した役割を果たしているポセイドーン的水原理として、なお彼のうちに純粹にあらわれている。彼の存在の自然的基礎はテルース的水であり、大地をおおうエーテルである。そ

のエーテルは、タレント神話がアイトラーの涙によって意味深く暗示しているように、大地から湿りを汲み、その湿りを絶えざる循環のなかで再び水に還元する。このようなテルルス圏を越えて太陽界に達すること、父性原理を物質から太陽に移すことは、彼には許されていない。彼は天馬の飛翔を追うことができない。この天馬も元来、テルルスの水、つまりポセイドーンの国にぞくしている。彼の蹄から爽りを豊かにする泉がわきでる。equus (馬) — equus と aqua (水) — apa は、語源的に同一である。これに関しては『農耕詩』1・12、3・12や『アエネイス』7・60についてのセルウィウス〔の注〕を参照されたい。後者の個所に言われているメッサールプスは、ハネプトゥーヌスの後裔▽と八馬の馴らし手▽という二重の特徴の点で、ペーガソスを馴らすポセイドーンの息子ベレロポーンと完全に一致する。類比的なことは、パウサニアースの或る報告によると、メッサールプスの女たちの卓越した地位のなかに継承されている。デルポイに、デルポイの太陽神に勝利したタレント市民の奉獻物である青銅製の馬とメッサールプスの捕虜になった女たちの像とが立っている。その馬と女たちとは、宗教上から勝利者の風習から説明されねばならない。馬は、プラトーン『国家』第二卷三にでてくる大地に埋まった青銅製のギューゲースの馬と同様に、銅 Erz で製作されたこれらの最高神ネプトゥーヌスの像としてあらわれている。すなわち、クトニアの刀、水とから成っている力の形姿である。女たちは、勇敢さと家族・国家における優越をそなえた民族の支配者としてあらわれている。両者は今やアポローンにつかえねばならない。アポローンは、そこで、彼のより高い、女人統治制とポセイドーン的水原理に打ち勝つ光の本性 Lichnatur をしめす。同様にペーガソスは、あの力の最低段階を克服した。翼は彼を天高く運び、そこで彼はアウローラにつかえ、毎朝輝く太陽神が近づくのを告げ知らす。しかし彼は太陽神そのものではなく、単に太陽の使者にすぎない。彼は地上と天上で女に従う。地上ではアテーネーに、天上ではギリシア人のエーオースであるマートウータ女神に従う。彼じしんは、なおベレロポーンと同じように女権のうちにある。しかし、アウローラが近づく太陽をしめすように、彼は、父権がその基礎にしている、より高い太陽原理をしめしている。彼は力の最低段階を克服したとしても、まだ最高段階にはすすまなかつた。完全な勝利は他の者たち、つまりヘーラクレース、ディオニューロス、アポローンの英雄たちが獲得する。彼らにはアマゾン主義だけではなく、婚媾の女人統治制も敗れる。彼らは、父性を物質の群れ *Banden des Stoffes* から太陽の力 *Sonnenkraft* に高め、そのことによつて、父性に非肉体的でより高い本性を付与する。その本性のなかのみ、父性は物質に根ざす母権に対する優越性を永続的に保つことができる。後の叙述がこのことを十分明瞭にしめし、そしてそのことによつてベレロポーンと女権にたいする彼の闘争の意義も、いっそう明るい光のなかに置くであらう。

3. これまでの叙述ではリュキア神話が女人統治制と密接に結びついている側面に言及しただけであつた。しかし、リュキア神話は、もつと別の関連がある。その関連の吟味は、われわれの対象を理解するために根本的に寄与するであらう。英雄(ベレロポーン)がイオバテースの娘ピロノエーカースとドラーとの間にもうけた三人の子供、すなわちイーサンドロス、ラーオダメイア、ヒッポロコスのうち、最初

の二人は神がみの意志によって英雄の手から奪いとられた。今や父は、神がみに憎まれ、この孤独者じしんに悲しい死の運命がおそうまで、ひとりアレイオーン平野をさまよい歩き、悲嘆にくれて、世間の人びとの通う小径を避けて通る。そうして、ようやく不死性を得ると思つた英雄は、彼みずからとその一族が地上の物質の法に屈するのを知つた。悲嘆の男であるデーロスのアニウスと同じように、彼は子供たちの死を越えて生き残らねばならず、最後には彼じしんも死に屈する。そこに彼の苦痛が根ざしており、神がみに憎まれる感情が根ざしている。オウイディウス（『転身物語』10・298）がキニユラスについて強調していることが彼にもあてはまる。八もし後継ぎがなかったならば、キニユラスは幸福な人たちのひとりに数えられたことであろう。われわれはここで、ベレロポーンを、前に描いた光のなかで再びみる。このポセイドーンの息子は、死が支配する物質に属しており、不死性の君臨する光の高み *Lichthöhen* に属しているのではない。光の高みに達することは彼には許されていないのである。彼は再び大地に転落し、そこで死ぬ。彼は、永遠に生成する世界に属しているのであつて、存在する世界にはない。物質の力が作りだすものは、すべて死にみまわれる。たとえ力そのものは不死であるにしても、力が生みだすものは死の運命に屈している。ポセイドーンにおいては前者が、息子のベレロポーンヒッポノオスにおいては後者が描かれている。同じ死の思想は、産出の水の形姿である馬のなかにもある。馬がアキレウスとパトロクロスの死を悼むように、数多くのエトルリアの死者の棺に悲し気に描かれているように、最後に、差迫つた破滅をしばしば予言するように、あらゆる動物のうちで馬だけが人間と同じように泣くという信仰が、この思想に結びついている。種族 *Geschlecht* は世代の継続のなかでのみ不死である。「一方では生まれ出、一方では亡び失せる」（『イリアス』6・149）。「死すべき族は、植物の世界と同様に、たえず循環している。一方が生命を花咲かせていると、その間で他方は死に刈りとられる」。ウユリギリウス（『農耕詩』4・206）は蜜蜂について非常に美しく歌っている。蜜蜂の国では自然が母権を極めて豊かに典型的にしめしている。

ergo ipsas quamvis angusti terminus aevi

excipiat (neque enim plus septima ducitur aestas),

at genus immortale manet, multosque per annos

stat fortuna domus, et avi numerantur avorum.

それゆゑに、かれら個々の寿命はたとえ短かくとも（かれらは七たびの夏を越えて生きることはないから）種属は不死にとどまり、家運は長年にわたつてしっかりと保たれ、祖先は何代にもさかのほることができるといふことができる。

死そのものは生の前提条件である。そして生は、再び死に帰する。したがつて、二つの極の永遠の変転のなかに、種族じたいはその不滅性を証明している。われわれが果しない神話の形成のなかでみいだすこの生と死の同一性は、ベレロポーンのなかにも、その鋭い表現がある。ポセイドーンの産出力を内に蔵するベレロポーンは、同時に、またさういふでも差支えがないであろうが、まさにそれゆゑに、死の召

使であり、破壊的な自然原理の代理人である。ペレロポンテース（ペレロスの殺害者）あるいはラーオポンテースという彼の名前が、そのようなものとして表わされている。ポセイドーンの産出力をもつ息子である彼は、民衆の殺害者と呼ばれる。意志に反して彼の兄弟を殺すこと、八自分じしんの血縁の殺人√が、彼の人生行路を開始させる。産出力は同時に破壊力としてあらわれる。生に目覚める者は死のために働く。生起することと過ぎ去ることは、テルースの創造物のなかで、同一の歩みをする双子の兄弟として並んで歩みくる。地上の生活のいかなる瞬間においても、それらは互いに離れることはない。一刻といえども、いかなるテルース的組織 *telurische Organisation* においても、死のない生は考えられない。死が奪うものは生が補い、古きものが消え去る場合にのみ、再び新しいものが生起することができる。古い哲学や神話学はこの思想以上に、このように多様で、このように意味深長な像と象徴によって表現されることはなかった。われわれは本書の展開のなかで、この思想にしばしば出会うであろうし、それをいつも強調するのを怠らないであろう。ペレロポン神話において、彼が伝説の象形文字を解読しようとする人とまちがえられることはない。生成と消滅との間の、生起と消失との間のあらゆるテルース的生命的変転が、生の前提条件と結果としての死が、あらゆる地上的産出の最も内的な法則としての没落が、エペソスの八暗黒の人√ヘーラクレイトスの八道を上り、下り√が、ペレロポンの産出的であると同時に民衆を殺害する力がしめされている。ペレロポン神話は、ストラポーン（10・47）によると全神話物語は、自然的内容 *ein physischer Gehalt* をもっている。ペレロポンじしんは、アスクレーピオスによって蘇生させられるために、破壊せねばならない。彼は、ひとりが生き残るために、三人の子供をもうけねばならない。イーサンドロス、ヒッポロコス、ラーオダメイアのなかに、動物的キマイラの人間の反復がある。すなわち、キマイラのなかで産出的水の力と火の力 *die zeugende Wasser- und Feuerkraft* の形姿である獅子と竜が肥沃な大地の形姿である受胎し養育するアスクレーピオスの動物である牝の山羊を包んでいるように、「卵」も双子神ディオスクロイとヘレネをその暗き胎内で保護しているように、二人の男とひとりの女がいる。三者の統一のためにテルースの自然力 *Naturkraft* が発展する。それゆえに、すべての産出的自然諸力 *Naturnächte* は八三重のもの√としてあらわれる。リュキアのカタクトニオス〔冥界的な三人の生や死の神がみであるアルサロス、ドリュアース、トロスピオス〕においては、テルミライ人あるいはトリミライ人というリュキアの古い民族名やイオバテースの九日間の祭りにおけると同様に、同じ基本的数「三」がくりかえされる。力の外面的表現はたえず衰微するが、力じたいは永遠のままである。キマイラのように、ペレロポンの三重の種族も死ぬべく生まれた。キマイラが屈服しているのと同じ法則がペレロポンも捕えている。父が青年時代にその法則を理解できなかったならば、彼はそれを老年になって、自分じしんの子孫の身において経験しなければならぬ。テティスと同じように、彼は死すべき男が生みだすものに不死を与えることができると空しくうぬぼれている。彼はイオバテースがしかけた待伏せから逃れたが、一方モリオネーの息子たちはネメア近くでヘーラクレースの待伏せに空しく敗れる。彼は今や「運命」、「宿命」、ディオメデーマの必然性があらゆる創造物を襲うこと、神がみは地上のあらゆるものを同じ怒りで包んでいることに気づく。生命の工人でありリュキア人ダイダロスは沼沢の蛇に

咬まれて死ぬ。彼は死をのがれると思っていた。そのためにベレロポーンは神がみの忘恩を非難する。そのために彼はリュキアの地にポセイドーンの復讐を招く。彼は、母性的物質——それは、彼にとってはいたずらに生み、ただ死すべきものだけを作りだし、死をおおるだけである——を、不妊性をもって罰してもらいたいと願ひ、そしてそれゆえに、ピュグマリオンのように、それから後は、孤独な生活をおくる。つねに破滅する者よりも、むしろ生まれぬほうがよい。永遠に無益な労働は何の役に立つのだろうか？ 牝驢馬がたえず貪り食っているとするれば、オクノスは何のために縄編みをして年老いのだろうか？ ダナイスたちは何のために穴のあいている容器に間断なく水を汲んでいるのであろうか？ 塩は今後産むのではなく破滅させる。母性的物質を豊かにするのはなく、不毛にするのである。そうして、欺かれたシーシュポスの後裔は絶望のあまり嘆願する。愚かな者よ！ 彼は、あらゆるテルース的生活の最も内的な法則を、彼じしんが属している法則を、母胎を支配している法則を、誤解している。彼がむなしく到達しようとしている太陽界においてのみ不死性と不朽の存在が君臨している。月のもとでは、あらゆる生に双子の兄弟としての死を付添わせる物質の法則が支配している。「資産をもち、誰よりも美しさに輝き、格闘で賞を獲得して、英雄の力をしめした者は、その美しい肉体が死の餌食であり、最後には大地のマントが彼を覆うであろうことを忘れない」(ピンダロス『ネメア競技祝勝歌』11・13)。

第一一集「熊本評論」の女たち」正誤表

頁	行	誤	正	頁	行	誤	正
10	下段17行目	三週間目	一九日目	18	上段19行目	六月三日	六月二日
12	上段4行目	国土社	国光社	24	上段17行目	早稲田専門学校	東京専門学校
13	下段8—9行目	二年あとの一九〇九年 (明治四二)年	出産の二年あとの一九一〇(明治四三)年	30	凡例4—5行目	(四一、九、五、三〇)	(明治四一年九月五日、第三〇号)
13	下段9行目	満一歳	満二歳	30	凡例13行目	(四一、九、二〇)	(明治四一年九月二〇日、第三二号)
18	上段16行目	第二回金曜講演	第二〇回金曜講演	45	中段18行目	(四一、九、二〇、三一)	(明治四一年九月二〇日、第三二号)
18	上段18行目	五月三〇日に	五月五日の第二三号で				

木村駒子氏は、一九八〇(昭和五五)年七月一〇日に永眠されました。ご冥福をお祈りいたします。

女性史研究 第14集 予告
特集 熊本のキリスト女者たち
女性史研究 第15集 予告
特集 婦人論の基底

1981年12月1日 印刷
1981年12月1日 発行

女性史研究 第13集

頒価 500 円
(送料実費)

編集 家族史研究会
東京都中野区新井4-27-6-801
☎165 Tel 東京(03)385-0147
振替口座・東京 3-12894
熊本市池田3-2-30 犬童方
☎860 Tel 熊本(0963)54-6158
郵便振替口座・熊本 13171
家族史研究会熊本事務局

東京事務局

熊本事務局

共同体社

